

草津町公共施設等総合管理計画

令和6年3月

群馬県草津町

はじめに

私たちの草津町は、数百年ともいえる古きから
尽きることなく湧きでる温泉の町として、多くの
皆様に愛されて参りました。

昭和55年頃には、町民人口もピークを迎え多
くの公共施設等を建設し、それら現存する多くは
築40年以上を経過し、経年劣化が進んでおります。

草津町では、町民に限らず日々多くの方が施設を
利用されています。

町民憲章も「歩み入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを」とし、町民の
皆様や全国からやすらぎを求めてこられる方がたへ安心・安全なやすらぎを提供で
きるよう長期的な視点で全ての公共施設等の現状を総合的に把握した施設の維持
管理についての計画を策定しました。

令和6年3月

草津町長 黒岩 信忠



目 次

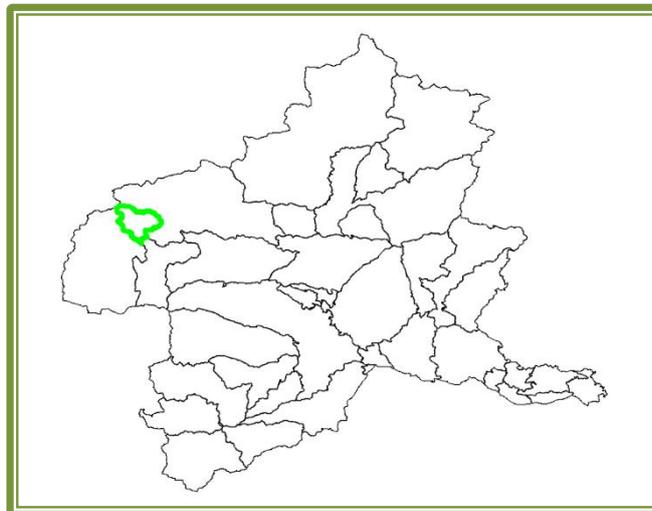
第1章 公共施設等総合管理計画の策定にあたり	1
1. 草津町の概況	1
2. 背景と目的	1
3. 計画の位置付け	2
4. 対象とする公共施設等の概要	3
第2章 公共施設等の現状と更新費用	4
1. 公共施設等の保有状況	4
2. 公共施設の老朽化及び耐震化の状況と課題	8
3. 公共施設等の更新費用の推計と課題	11
第3章 人口・財政の状況	16
1. 人口（総人口・年代別）の長期的見通し	16
2. 年齢3区分別人口の推移	17
3. 財政状況	18
4. 財政指標	20
5. 公共施設等の更新等に充当可能な財源の見込み	24
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
1. 計画期間	26
2. 全庁的な取組体制及び情報管理・共有方策	26
3. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識	27
4. 公共施設等の管理に関する基本方針	28
5. 公共施設等の管理に関する実施方針	31
6. フォローアップの実施方針	34
第5章 施設類型別の現状及び課題と基本方針	36
1. 町民文化系施設	37
2. 社会教育施設	38
3. スポーツ・レクリエーション施設	39
4. 商工・観光施設	40
5. 学校教育施設	42
6. 子育て支援施設	43
7. 保健・福祉施設	43
8. 行政施設	44
9. 町営住宅	45
10. 公園	46
11. その他	47
12. 供給処理施設	47
13. 道路	49
14. 農道・林道	49

15.	橋りょう	50
16.	上水道	51
17.	下水道	52
18.	温泉・温水	53
第6章	巻末資料	54

第1章 公共施設等総合管理計画の策定にあたり

1. 草津町の概況

草津町は群馬県の北西部に位置し、東西 9km・南北 8km、総面積は 49.7 平方キロメートルあります。北と西には三国山脈の 2,000m 級の山々がそびえ、一方、東と南は海拔約 1,200m の高原となって開けています。また本町は日本列島のほぼ中央に位置しており、上信越高原国立公園に含まれる草津白根山周辺は太平洋と日本海の分水嶺となっています。これを縫うように走るのが志賀草津高原ルートです。国道として日本で最も標高の高い地点を通り、スカイラインとしてすばらしい眺望が楽しめます。気候は理想的な高原性気候です。1 年間の平均気温は 7℃で、真夏でも 25℃以上になることは滅多にありません。風は平均して 1.5～3m、春から夏にかけては南東のさわやかな風が、秋から冬にかけては北西の風が吹き、冬の風は粉雪を降らせます。



2. 背景と目的

我が国においては、高度成長期に集中的に公共施設等が整備されました。これらの施設が建設から約 40 年～50 年が経過し経年劣化が進んでいます。また、現在は少子高齢化等によるニーズや生活環境の変化により、施設の利便性や利用状況にも変化が生じています。国は、これらの問題を受け全国の自治体に、平成 26(2014)年 4 月に総務大臣通知（総財務第 74 号）により速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画『公共施設等総合管理計画』の策定に取り組むよう要請がされました。

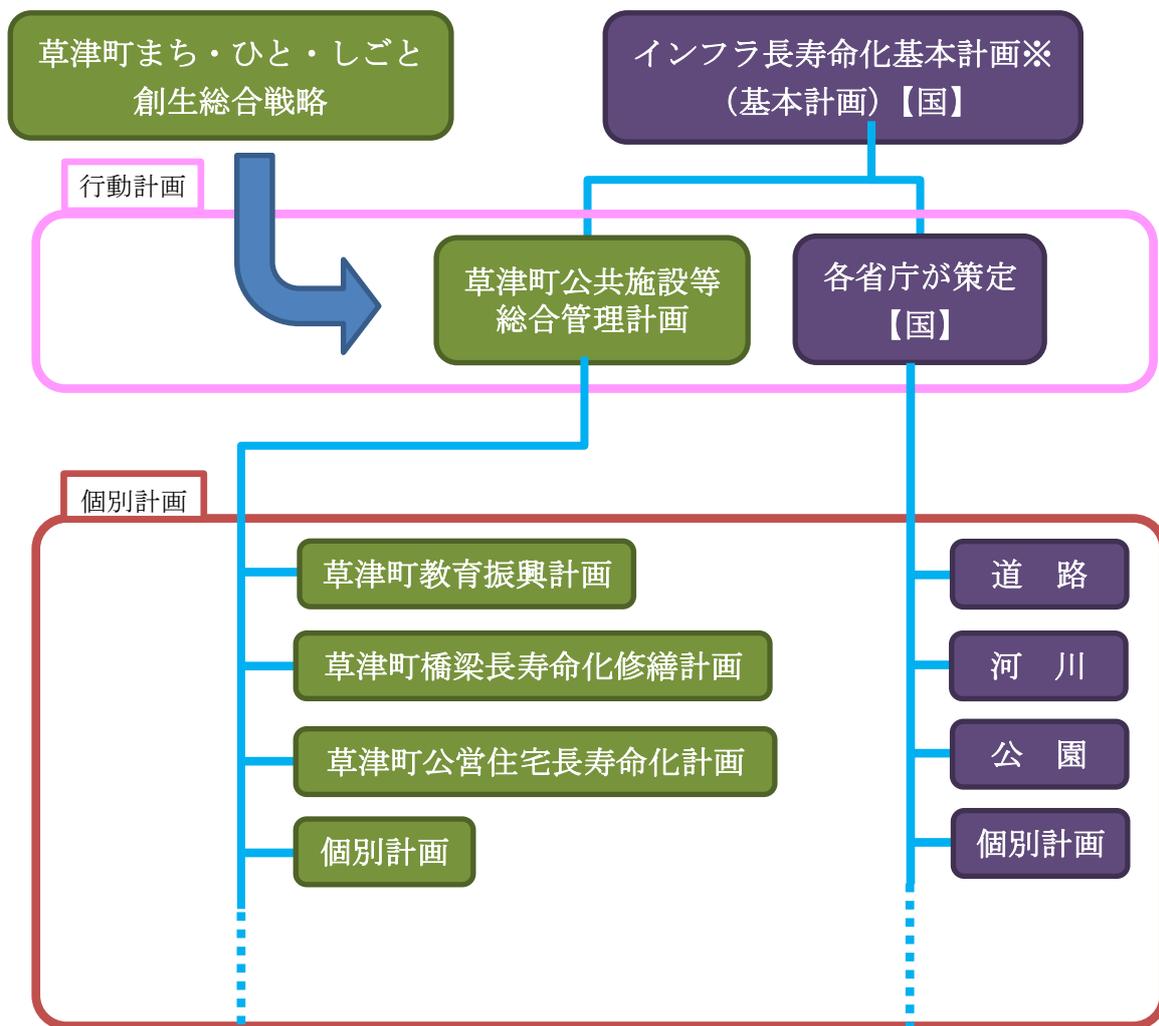
本町においては、昭和 55(1980)年には町民人口のピークとなり、町民サービスのため、多くの施設を建設しました。また、本町は、古くから観光産業が盛んな町であり、高度成長期の景気上昇に伴い多くの観光客が訪れました。町民サービスと同様に観光客へのサービス提供のため公共施設等を建設しました。本町も、国と同様に施設の経年劣化や人口の減少、少子高齢化の問題を抱えており、平成 29 年 3 月に草津町公共施設等総合管理計画を策定しました。

その後、社会環境の変化や、令和 4 年 4 月及び令和 5 年 10 月に総務大臣通知により公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針が改訂されたことを踏まえ、将来の人口と本町の財政状況から見える将来における公共施設等の維持管理の仕方について長期的な視点をもって再度検討し、本計画を策定します。

3. 計画の位置付け

本町においては、令和2(2020)年度に、『第2期 草津町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」総合戦略』を更新し、令和22(2040)年度までの本町の人口ビジョンを公表しました。また、個別計画として、『草津町教育振興計画』・『草津町橋梁長寿命化修繕計画』・『草津町公営住宅長寿命化計画』等を策定しています。本計画では、本町の公共施設等の現状の把握と今後の維持管理について、総務省より通知された公共施設等総合管理計画の指針に準じて策定し、今後の公共施設等の維持管理を総合的に把握できるように策定します。また、本計画は、既に策定されたこれら関連計画との整合性も図りながら策定するものです。

図-1 インフラ長寿命化基本計画の体系



※インフラ長寿命化基本計画とは、平成25(2013)年6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、老朽化対策に関する政府全体の取組みとして、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、とりまとめられた計画です。今後、この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

4. 対象とする公共施設等の概要

対象とする公共施設等とは、町が保有する公共施設、その他の工作物を対象とします。

※施設類型とは、総務省の指針で取りまとめる分類です。



※供給処理施設は、普通会計に属するクリーンセンター、公共下水道終末処理場および前口簡易水道施設です。

※企業会計について

上水道事業会計は、上水道の運営。以下、管路を含み水道施設と表記します。

温泉温水事業会計は、共同浴場等や温泉温水の運営。以下、管路を含み温泉温水施設と表記します。

千客万来事業会計は、観光施設の運営。以下、千客万来施設と表記します。

記載についての前提条件

- ・端数処理について本計画で取り扱う数値は、金額は単位未満で切り捨て、延床面積等は単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。
- ・調査時点について本計画に掲載する公共施設等は、令和4年度末時点で保有しているものです。公共施設は、公有財産台帳に記載された床面積を記載します。
- ・公共施設の床面積は、上記端数処理をして記載します。
- ・実績値を「(パーセント)」表記する場合は、小数第2位を四捨五入しています。そのため、合計値が「100」にならない場合があります。
- ・複合施設(バスターミナル)については、それぞれの分類ごとに施設数を計上し、実際の施設棟数と異なります。
- ・本計画で公共施設等の更新費用については、総務省で公開している『公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10』(以下、更新費用試算ソフトと表記)より算定しています。試算結果は、推定であり実際の費用ではありません。
- ・施設の維持・廃止等を検討する際に、人件費も検討する1つの要因ではありますが、施設数や面積の減少により直ちに削減できる経費ではないため、コストに人件費を含めていません。

第2章 公共施設等の現状と更新費用

1. 公共施設等の保有状況

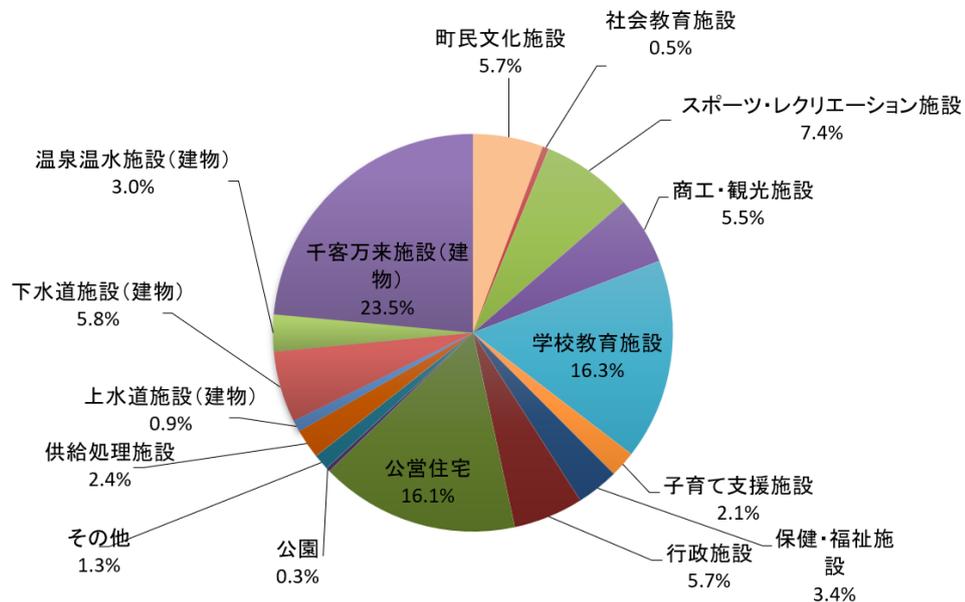
(1) 公共施設等（建物）の保有状況

本町内には、公共施設が105施設あり、建物棟数は270棟、総延床面積は82,075㎡になります。面積の割合では、千客万来事業会計の施設が最も多く全延床面積の23.5%を占め、次いで学校教育施設が16.3%、公営住宅が16.1%と続き、これらの3類型で全体の55.9%を占めています。

表-1 町が保有する公共施設の施設類型別構成一覧

大分類	施設数	施設棟数	総延床面積(㎡)	構成割合(%)
町民文化施設	8	13	4,667	5.7
社会教育施設	1	0	410	0.5
スポーツ・レクリエーション施設	4	6	6,069	7.4
商工・観光施設	14	18	4,542	5.5
学校教育施設	3	29	13,404	16.3
子育て支援施設	1	2	1,731	2.1
保健・福祉施設	8	9	2,806	3.4
行政施設	16	19	4,644	5.7
公営住宅	4	17	13,226	16.1
公園	5	11	269	0.3
その他	4	9	1,055	1.3
供給処理施設	3	4	1,970	2.4
上水道施設(建物)	3	13	772	0.9
下水道施設(建物)	1	9	4,752	5.8
温泉温水施設(建物)	20	27	2,460	3.0
千客万来施設(建物)	10	84	19,300	23.5
合計	105	270	82,075	100.0

図-2 公共施設等の施設類型別床面積割合



(2) 過去に行った対策の実績

前回の計画時点（平成 29 年 3 月）より、老朽化などの施設を除却し維持管理費用の軽減を行いました。

表-2 過去に行った対策の実績

施設名称	建物名称	建築年次	除却面積(m ²)
公民館前口分館	前口分館(前口公民館)	昭和 41(1966)年度	48.45
旧道路公団社宅	居宅2	昭和 58(1983)年度	76.32
旧道路公団社宅	居宅3	昭和 58(1983)年度	76.32
旧道路公団社宅	居宅4	昭和 58(1983)年度	94.28
旧道路公団社宅	居宅5	昭和 58(1983)年度	76.32
旧道路公団社宅	居宅6	昭和 58(1983)年度	76.32
旧道路公団社宅	合宿所	昭和 58(1983)年度	101.89
青葉山スキー場	青葉山ロッヂ	平成4(1992)年度	70.36
旧草津町公民館	公民館	昭和 40(1965)年度	550.8
旧草津町公民館	倉庫	平成 15(2003)年度	50
消防本部事務所	消防本部事務所	昭和 58(1983)年度	94.28
西の河原大露天風呂	便所	昭和 62(1987)年度	14.05

(3) 施設保有量の推移

表-3 施設保有量の推移

大分類	平成 28 年度 (2016)	令和 4 年度 (2022)	増減 (m ²)
	保有量(m ²)	保有量(m ²)	
町民文化施設	4,653	4,667	14
社会教育施設	410	410	0
スポーツ・レクリエーション施設	6,020	6,069	50
商工・観光施設	2,193	4,542	2,349
学校教育施設	13,404	13,404	0
子育て支援施設	1,731	1,731	0
保健・福祉施設	3,034	2,806	-228
行政施設	4,798	4,644	-154
公営住宅	13,727	13,226	-501
公園	94	269	175
その他	1,427	1,055	-372
供給処理施設	2,026	1,970	-56
上水道施設(建物)	772	772	0
下水道施設(建物)	3,322	4,752	1,430
温泉温水施設(建物)	3,794	2,460	-1,334
千客万来施設(建物)	19,151	19,300	148
合計	80,556	82,075	1,519

(4) 維持管理経費の推移

表-4 維持管理経費の推移

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
維持管理経費	109,469	73,634	98,806	130,774	163,847

単位：千万

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却費率とは、公共施設等を中心とした有形固定資産の老朽化状況を表す指標です。建築・完成時には0%であり、有形固定資産の種類ごとに地方公会計の考え方で設定された耐用年数（公共施設等を通常使用できると考えられている年数）を全て経過すると、100%となります。有形固定資産減価償却費率が高いほど、建築・完成時期から時間が経過していることを表しており、老朽化が進んでいることを表します。

公共施設等の有形固定資産減価償却費率の推移としては、公共施設が中心となる、事業用資産の建物が令和4年度末で71.7%となっており、上昇傾向にあります。全体を平均すると、耐用年数の半分以上を経過していることとなります。また、インフラ資産の工作物（道路・橋りょうなど）についても80.2%となっており、こちらも上昇傾向にあります。建物では、公共施設とインフラを比べると、有形固定資産減価償却費率の分析では、インフラよりも公共施設の方が、老朽化が進行していることが分かります。

表-5 有形固定資産減価償却率の推移

		令和4年度			令和3年度	増減
		取得価額	減価償却累計額	有形固定資産減価償却費率		
事業用資産	建物	138.9	99.6	71.7%	69.4%	2.3%
	工作物	22.1	12.1	55.0%	63.5%	-8.5%
インフラ資産	建物	2.4	1.3	55.0%	26.6%	28.4%
	工作物	112.0	89.9	80.2%	75.6%	4.6%

単位：億円

(6) 長寿命化対策を反映した20年間の公共施設の場合の見込み

見込みの期間は、令和24年度(2042)以降に、多くの建物が更新時期にあたるため20年の期間としました。

表-6 長寿命化対策を反映した20年間の公共施設の推移

期 間	長寿命化対策を反映した更新費用				単純更新した費用	長寿命化対策の見込みの差額
	今後大規模改修を行う建物	既に大規模改修時期を過ぎている建物	更新	合計		
令和5～24年度 (2023～2042)	29.0	56.5	29.5	115.0	150.2	-35.2

単位：億円

(7) インフラ資産の保有状況

本町が保有するインフラ資産は、道路、橋りょう、上水道、下水道、温水管路、温泉管路であり、それらの詳細は次表のとおりです。

表-7 町が保有するインフラ一覧

分類	種別	
道路(一般道路)	実延長	71,996 m
	面積 道路部	364,407 m ²
道路(農林道)	実延長	5,502 m
	面積 道路部	22,009 m ²
橋りょう (一般道路)	PC橋(プレストレスト・コンクリート橋)	65 m ²
	RC橋(鉄筋コンクリート橋)	119 m ²
	その他	387 m ²
橋りょう (農道)	PC橋(プレストレスト・コンクリート橋)	58 m ²
上水道施設 (管路)	導水管	44,036 m
	送水管	4,471 m
	配水管	49,500 m
下水道施設 (管路)	コンクリート管	5,156 m
	塩ビ管	25,043 m
	更生管	2,117 m
温水管路	総延長	28,118 m
温泉管路	導水管	1,374 m
	配水管	32,430 m

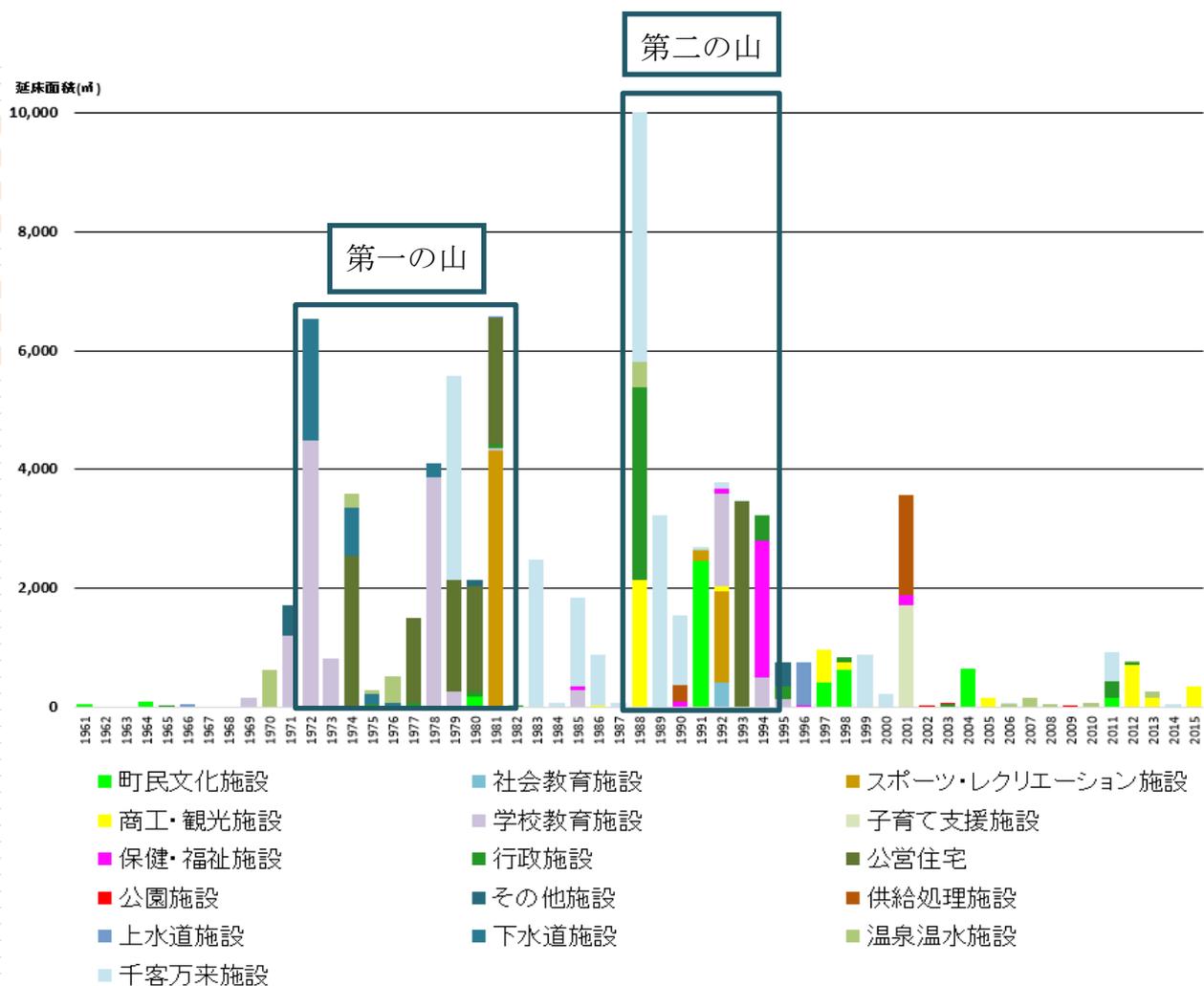
2. 公共施設の老朽化及び耐震化の状況と課題

(1) 整備年度別の状況

本町の公共施設を整備年度別の延床面積で見ると、昭和 47(1972)年度から昭和 56(1981)年度にかけておよび昭和 63(1988)年度から平成 6(1994)年度にかけての 2 つの山があります。昭和 47(1972)年度からの第一の山では、学校教育施設や公営住宅の延床面積が大きく、人口が増加傾向にあった時期、第二次ベビーブームに伴う年少人口の増加時期と重なっており、これらの人口の増加に対応するための施設の建設が集中していると考えられます。

また、昭和 63(1988)年度からの第二の山では、庁舎の建替えや商工・観光施設、スポーツ・レクリエーション施設などの町民や観光のニーズに沿った施設の建設が集中しています。

図-3 整備年度別の延床面積



(2) 耐震化の状況

本町の公共施設の耐震化の状況は、昭和 56(1981)年度以前の旧耐震基準で建設された施設が全公共施設の延床面積の 41.8%を占めています。本町の保有する公共施設について、建築年度や耐震診断等により耐震対策不要と診断された施設が 65.1%、既に耐震化を実施した施設が 22.5%と合計で 87.6%の施設で耐震化には問題がありません。

しかし、新耐震基準適用前の建物 (21,374 m²) のうち、耐震化が実施済みまたは不要な建物は 82,150 m² (85.7%) に対して耐震化未実施は 10,182 m² (14.3%) となっています。

図-4 年度別耐震化状況

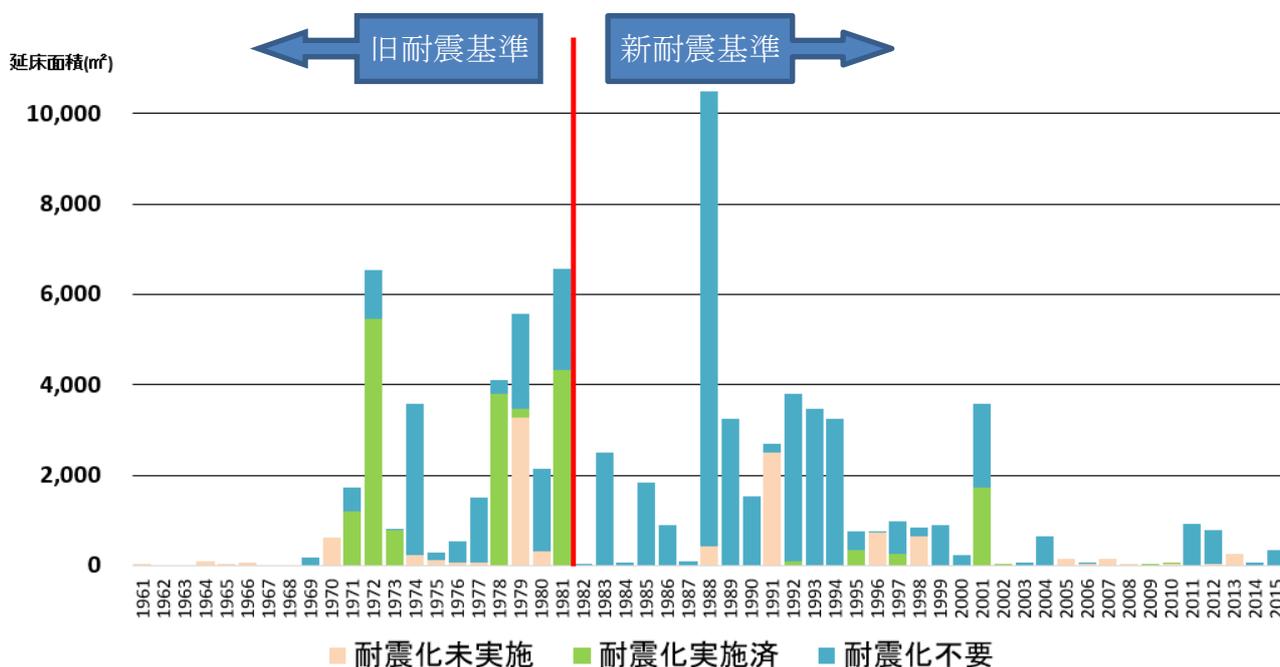


表-8 公共施設の床面積に対する耐震基準状況の割合

耐震基準状況	基準割合 (%)
旧耐震基準	41.8%
新耐震基準	58.2%

表-9 公共施設の床面積に対する耐震化状況の割合

耐震化状況	状況割合 (%)
耐震化未実施	12.4%
耐震化実施済	22.5%
不要	65.1%

表-10 旧耐震基準で建築された公共施設の床面積に対する耐震化状況の割合

旧耐震基準での耐震化状況	状況割合 (%)
耐震化未実施	14.3%
耐震化実施済	85.7%

表-11 耐震化未実施建物一覧

建築年度 (年度)	施設名	建物名	延床 面積 (㎡)	構造
昭和 50 年度	消防団第3分団	消防器具置場(第3分団)	58.79	木造モルタル
昭和 51 年度	消防団第3分団第2部	消防器具置場(第3分団第2部)	14.58	木造モルタル
昭和 52 年度	消防団第4分団	消防器具置場(第4分団)	58.79	木造モルタル
昭和 55 年度	消防団第5分団	消防器具置場(第5分団)	71.82	鉄骨造
昭和 40 年度	消防団第6分団(谷所)	消防器具置場(第6分団谷所)	39.60	木造モルタル
昭和 55 年度	旧坂田宅	旧坂田宅	110.96	木造
昭和 49 年度	温泉温水第一配湯所	第一配湯所	185.33	鉄骨鉄筋コンクリート造
昭和 49 年度	温泉温水第一配湯所	変電室	32.73	鉄骨鉄筋コンクリート造
昭和 50 年度	温泉温水第二配湯所	第二配湯所	71.60	鉄筋コンクリート造
昭和 45 年度	碧の湯	碧の湯	630.80	木造
昭和 54 年度	天狗山スキー場	天狗山レストハウス	3273.41	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
昭和 39 年度	立町区民会館	立町区民会館1号館	42.97	木造
昭和 39 年度	新田区住民センター	新田区住民センター	42.97	木造
昭和 36 年度	馬場区民会館	馬場区第二区民館	49.50	木造
昭和 55 年度	東殿塚区民会館	東殿塚区民会館	128.38	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造

(3) 老朽化及び耐震化状況からの課題

消防分団の消防器具置場に築年数が約 50 年前後の建物が多く老朽化が進んでいます。また、これらの施設は耐震化が未了であり、有事の際に利用できるよう、耐震化や建替えが今後の課題です。

その他の施設では、区民会館や温泉施設などの木造の建物で老朽化が進んでおり、存廃の検討を含め今後の維持管理の方向性の検討が課題です。

全ての建物等に耐震化対策を行う際には、施設の存続や規模の適量を検討し更新、減築、統廃合の検討を行う必要があります。

3. 公共施設等の更新費用の推計と課題

公共施設等の更新費用については、総務省が公開している、「公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10」（以下「更新費用試算ソフト」と記載します）を用いて推計しました。各前提条件の詳細は、第6章の巻末資料に記載しました。

また、本計画に表記した【更新】とは、老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することとし、ここでは【建替え】と考えます。

更新費用試算ソフトでは、

- ・ 築30年の建物に大規模改修を2年間に分散して行います。
- ・ 築31年～50年未満を経過している建物は、大規模改修を10年間に分散して行います。
- ・ 築60年を経過すると建替えを3年間に分散して行います。

(1) 公共施設（普通会計の建物のみ※下水道施設を除く）の更新費用の推計と課題

P.12の「図-5 年度別公共施設の更新費用の推計」に記したように、本町の公共施設については、今後40年間で総額254.6（年平均約6.4億円）必要になることが見込まれます。また、改修費・更新費用の年度別の状況を見ると、今後40年間のほとんどの年で過去5年間の既存施設の更新費用の平均（約1.7億円）を上回り毎年約3.7倍の費用がかかると推計されます。推計では、本計画期間の40年間に費用が急増する時期が4つあります。

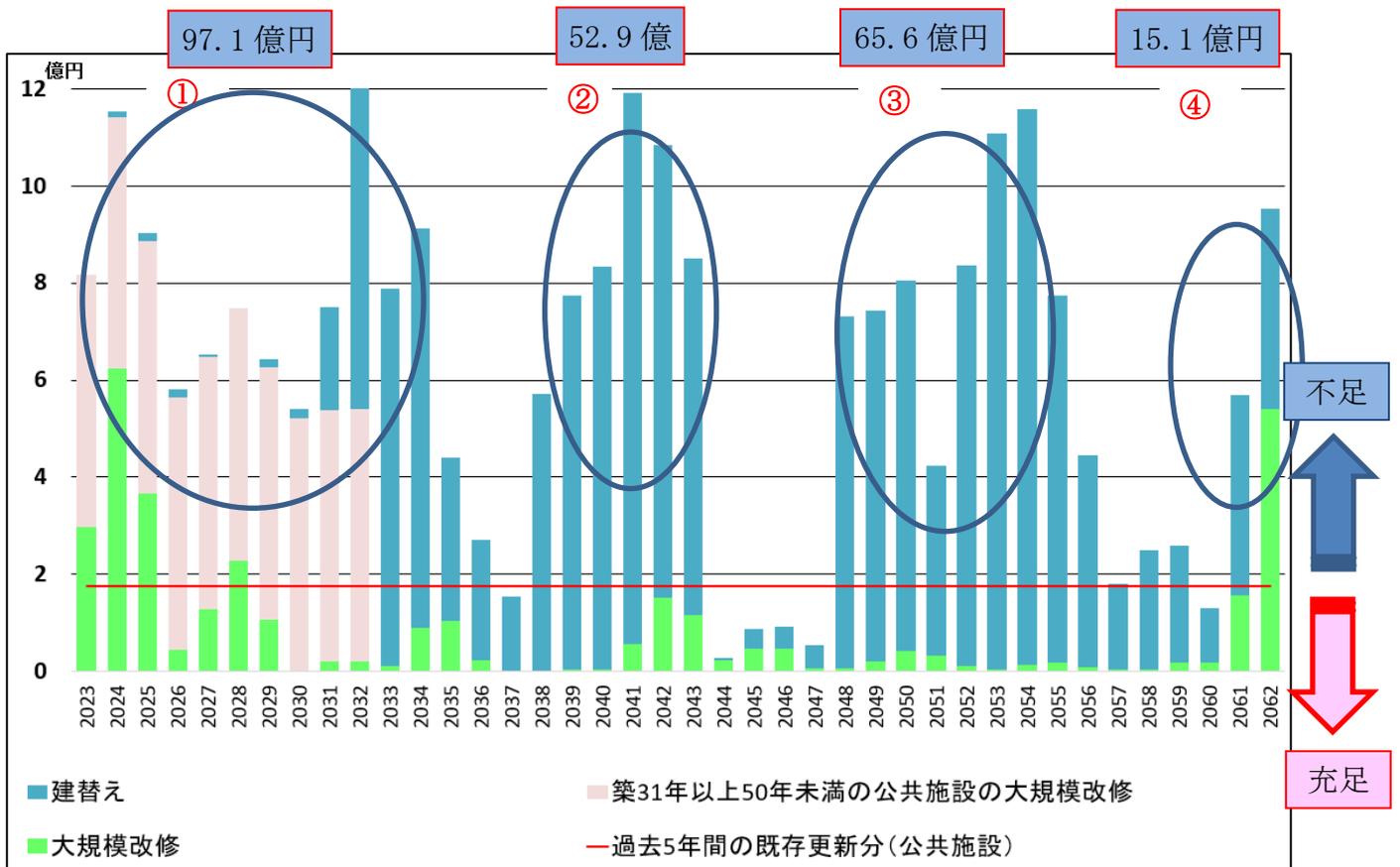
費用が急増する時期の一つ目「①」は、令和5(2023)年度から令和16(2034)年度で、平成6(1994)年度以降に建設された建物が築30年経過するため大規模改修の時期になるためです。また、平成5(1993)年度以前の建物は築31年以上を経過し、大規模改修を10年間に分散して実施する推計になるため経費の増大につながっています。

残りの3つのうち、「②」令和20(2038)年度から令和25(2043)年度および「③」令和30(2048)年度から令和37(2055)年度については主に建設から築60年が経過したため施設の建替えによるもので、「④」令和43(2061)年度から令和44(2062)年度については建替えや大規模改修によるものです。

更新費用の推計は建設から30年で大規模改修、60年で建替えるとの前提で算定しており、現実の費用とは異なる可能性が高いですが、今後、公共施設の改修・建替えに必要な費用は多額であり、これらの費用をいかに確保するかが課題となります。

また、過去5年間の公共施設に投資した経費の平均（約1.7億円）の費用を下グラフに赤線で本計画（40年間）の間、投資できると仮定すると棒グラフが赤線より上に有る場合には費用が不足し、下にある場合には充足していると推測されます。この充足している期間に将来予想される施設更新について全庁的に検討し、更新費用の平準化を図っていきます。

図-5 年度別公共施設の更新費用の推計



※更新費用試算ソフトの前提条件は、巻末資料に記載しています。
 ※更新費用とは、大規模修繕や建替えを含めた費用を意味します。
 ※決算統計とは、各自治体の年度ごとの決算状況を総務省の基準に沿って集計したものです。

(2) 公共施設等（普通会計および企業会計）の更新費用の推計と課題

本庁の保有する建物について、推計をすると今後40年間で総額396.1億円（年平均約9.9億円）必要になることとなります。それぞれの会計で必要となる施設の更新費用はありますが、費用が急増する時期の一つ目「①」は、令和5(2023)年度から令和16(2024)年度で、平成6(1994)年度以降に建設された建物が築30年経過するため大規模改修の時期になるためです。また、平成5(1993)年度以前の建物は築31年以上を経過し、大規模改修を10年間に分散して実施する推計になるため経費の増大につながっています。

残りの2つは建設から築60年が経過したため施設の建替えによるもので、「②」令和21(2039)年度から令和26(2043)年度、「③」令和30(2048)年度から令和36(2054)年度が該当します。

更新費用の推計は建設から30年で大規模改修、60年で建替えるとの前提で算定しており、現実の費用とは異なる可能性が高いですが、今後、公共施設等の改修・建替えに必要な費用は多額であり、これらの費用をいかに確保するかが課題となります。

図-6 年度別公共施設等の更新費用の推計

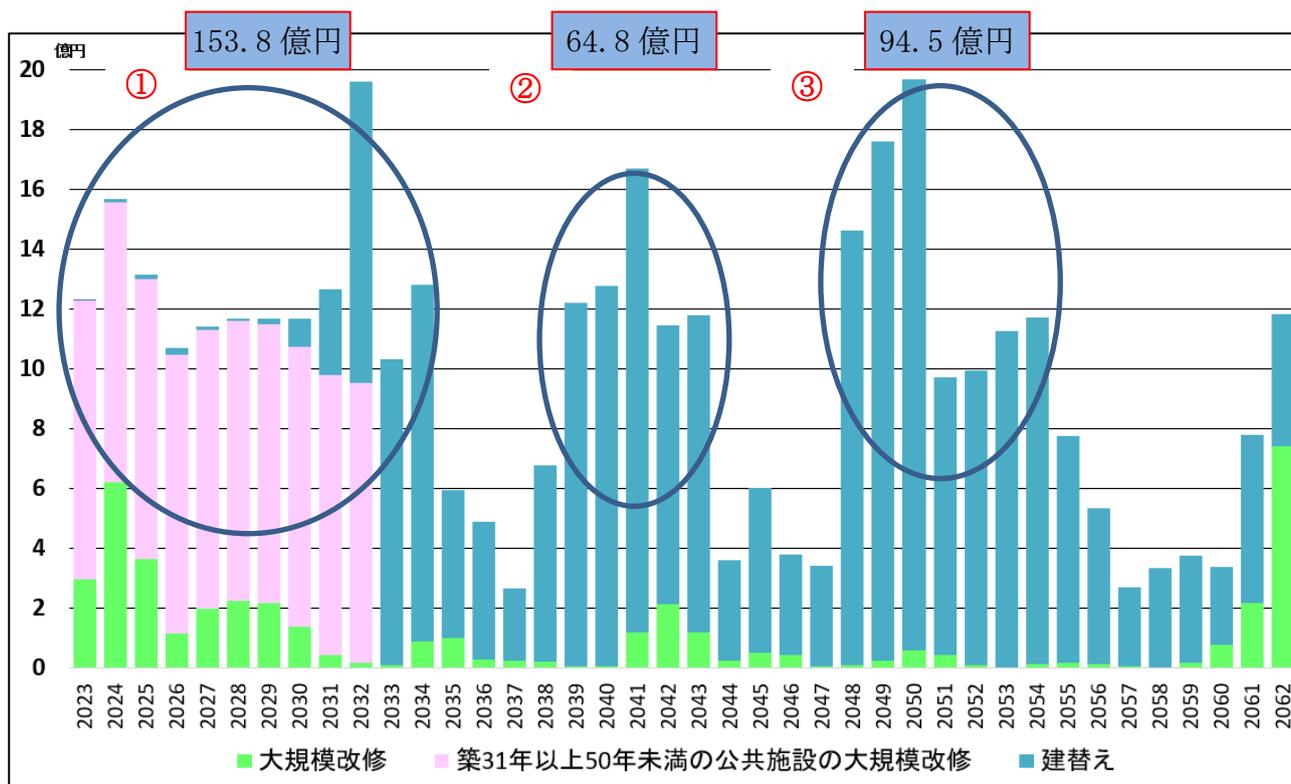


表-12 会計別40年間の建物更新費用

更新費用内容	一般会計	下水道会計	上水道会計	温泉・温水会計	千客万来会計
大規模改修	33.3	2.0	1.5	2.3	4.1
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	51.9	2.6	0.0	2.6	36.3
建替え	169.1	12.0	2.8	6.7	68.7
工事費合計	254.4	16.6	4.3	11.7	109.1

単位：億円

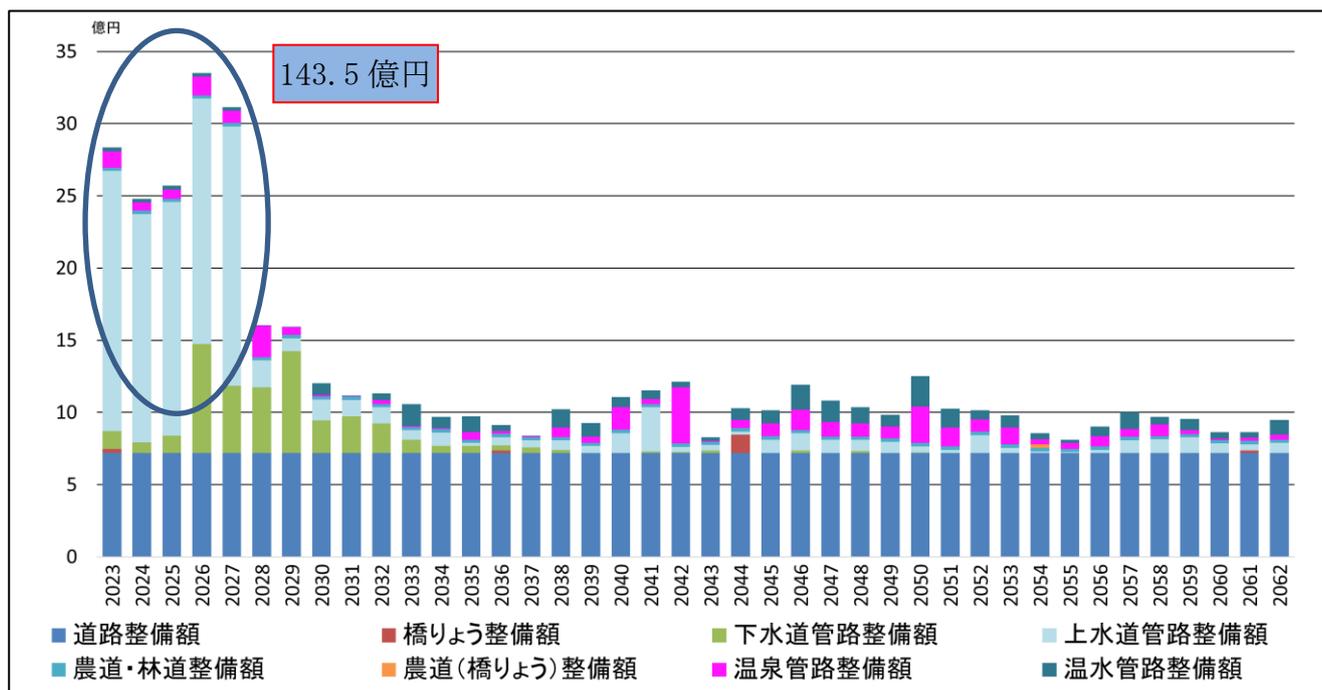
(3) インフラ資産の更新費用の推計

本町のインフラ資産について、道路・橋りょう・上下水道管路および温泉温水管路の更新費用の総額は507.7億円と見込まれます。内訳は、道路が287.6億円と最も多く、次いで上水道管路112.7億円、下水道管路37.1億円、温泉管路30.7億円、温水管路28.1億円、農道・林道（農道橋りょう含む）9.3億円、橋りょう2.2億円となっています。

年度別の状況を見ると、費用が急増する時期が1つあり、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度で143.5億円です。これは、上水道の管路が昭和52(1977)年度以降に多く埋設され、それらが更新費用試算ソフトで設定している耐用年数40年を迎えるために多額となることがその要因です。

更新費用の推計は公共施設と同様に、現実の金額とは異なる可能性が高いですが、インフラ施設は町民の生活に密接に関連している施設であり、現状の維持が必要になると考えられることから更新に必要となる金額は多額であり、これらの費用をいかに確保するかが課題となります。

図-7 年度別インフラ資産の更新費用の推計



(4) 公共施設及びインフラ資産の更新費用と課題

公共施設とインフラ資産の更新費用の合計の推計額は、今後 40 年間で 904.4 億円（年平均で 22.6 億円）と見込まれます。過去の公共施設とインフラ資産の更新に用いた費用の平均を合計（9.6 億円）（図中の赤線）でも賄うことができず、すべての公共施設およびインフラ資産を維持することは町財政に大きな影響を及ぼします。

このため、更新等の費用が集中する時期を念頭におき大規模改修や建替えを伴う場合には、公共施設等の必要性も含め、規模の適正化、減築、統廃合等を検討し維持管理の方向性を見極めて実施します。

図-8 年度別公共施設及びインフラ資産の更新費用の推計

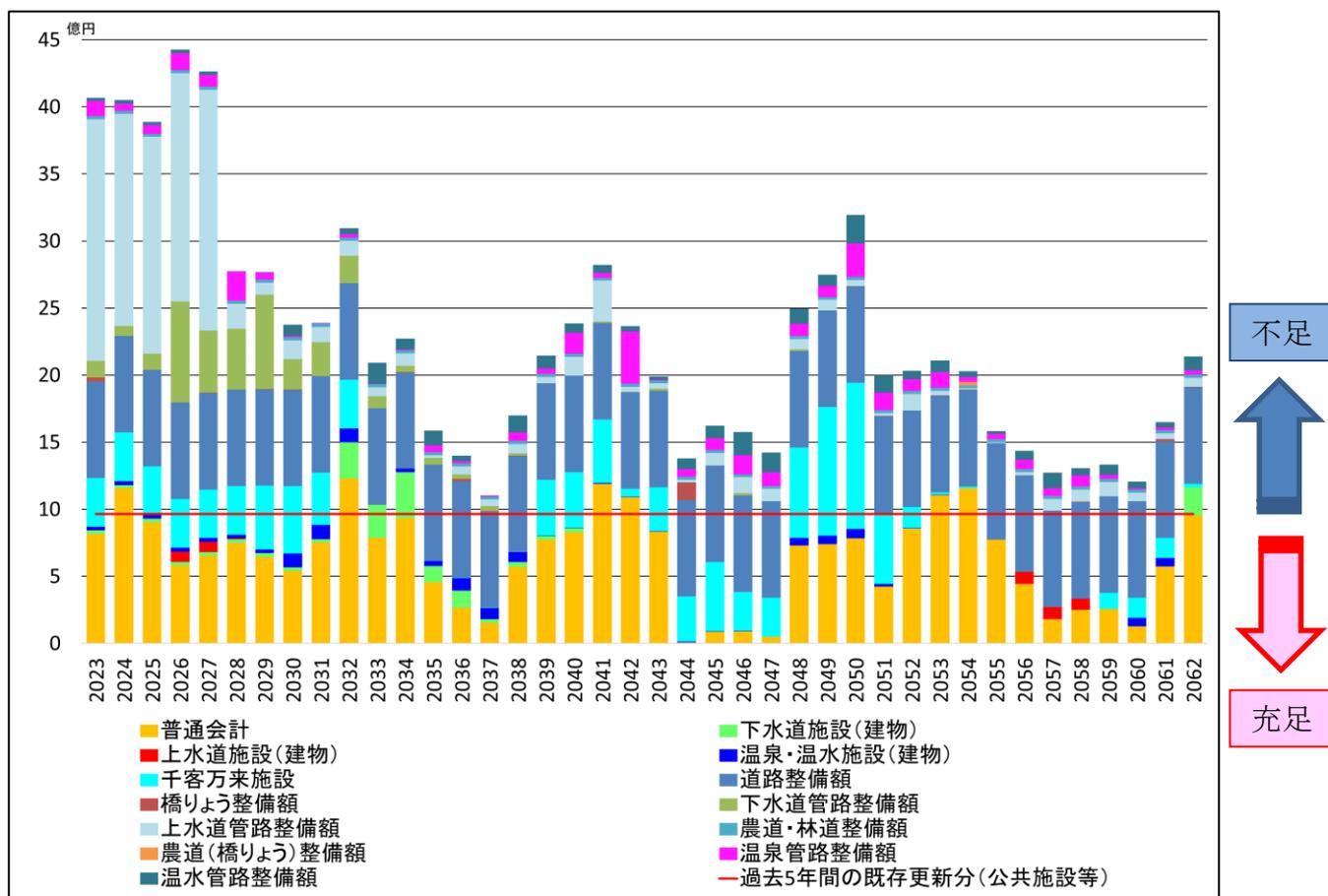


表-13 会計別 40 年間の公共施設及びインフラ資産の更新費用

更新費用内容	一般会計	下水道会計	上水道会計	温泉・温水会計	千客万来会計	道路(農道含む)	橋りょう	農道橋りょう	合計
公共施設(建物)	254.6	16.6	4.3	11.7	109.1				396.3
インフラ資産	-	37.1	112.7	58.7	-	296.7	2.3	0.2	507.7
更新費用費合計	254.6	53.7	117.0	70.4	109.1	296.7	2.3	0.2	904.0
普通会計更新費用	254.6	53.7				296.7	2.3	0.2	607.5

単位：億円

第3章 人口・財政の状況

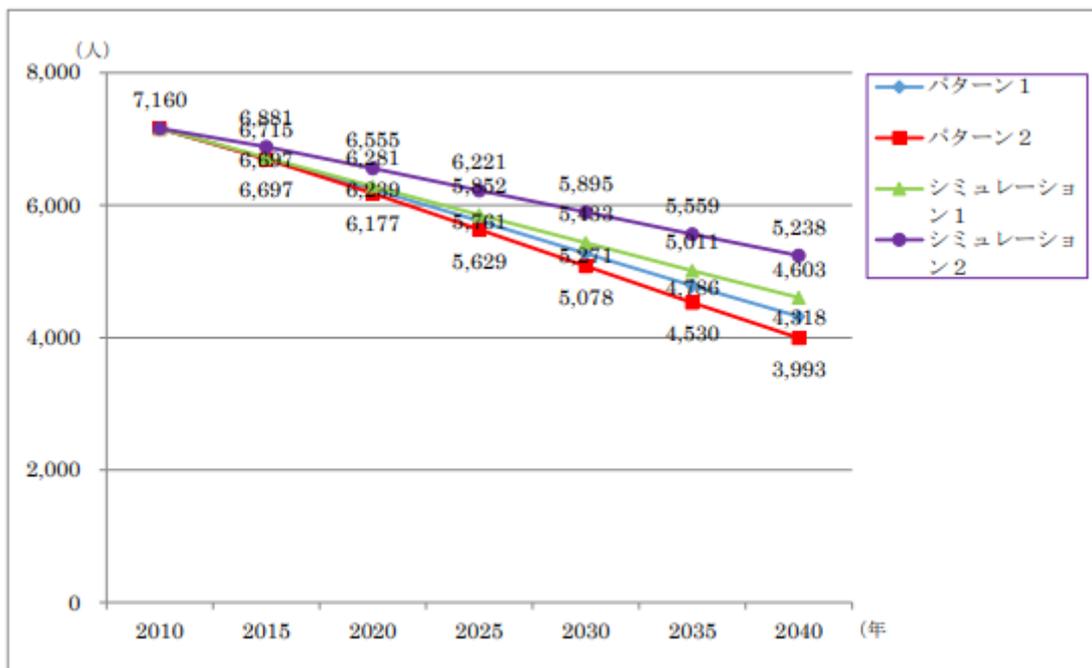
1. 人口（総人口・年代別）の長期的見通し

※人口については、【第2期 草津町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」】をもとに作成

草津町の将来展望人口

本町における総人口の将来推計を見ると、合計特殊出生率が現在程度で人口移動が将来収束していく場合（パターン1）、令和22(2040)年の総人口は4,318人と推計されます。しかし、合計特殊出生率が現在程度で人口移動が将来収束しない場合（パターン2）、令和22(2040)年の総人口は3,993人で4千人を下回ると推計されます。さらに、合計特殊出生率が上昇した場合（シミュレーション1）、令和22(2040)年の総人口は4,603人となり、合計特殊出生率が上昇して、かつ人口移動が均衡した場合（シミュレーション2）、令和22(2040)年の総人口は5,238人と推計されます。令和22(2040)年の総人口について、2010年時点からの増減率をそれぞれ比較すると、パターン1は39.7%減、パターン2は44.2%減、シミュレーション1は35.7%減、シミュレーション2は26.8%減となっています。

図-9 将来人口の試算

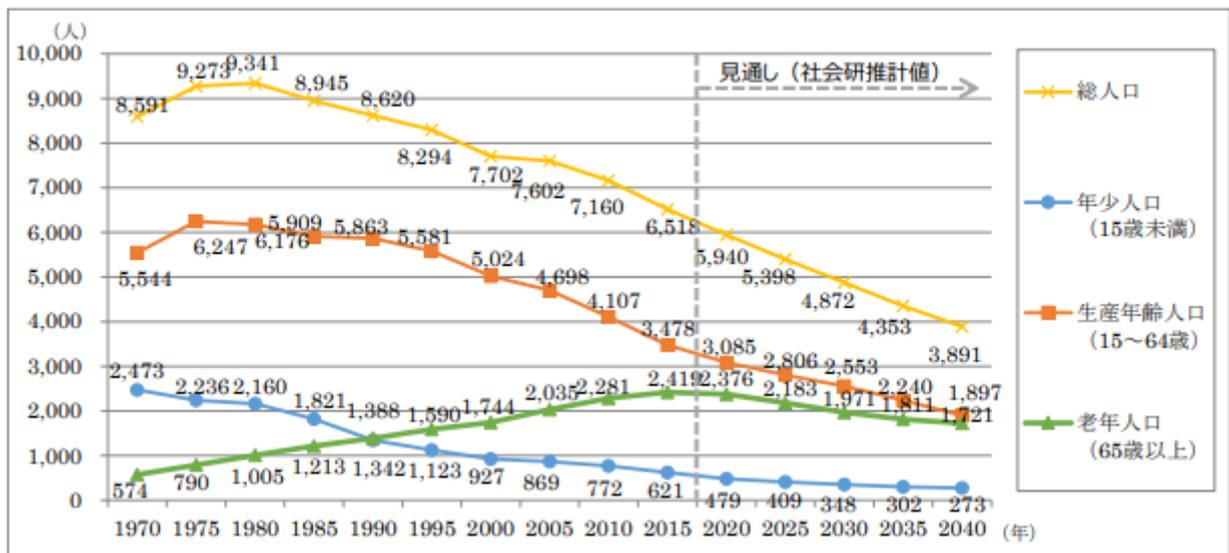


今回の本計画では、パターン1を採用し財政シミュレーションに反映させました。

2. 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口と年少人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22(2040)年において、生産年齢人口及び年少人口は、平成27(2015)年時点の人口と比較して、約47%程度減少する一方で、老年人口は約29%程度の減になると推計されています。

図-10 草津町における年齢3区分人口の推移

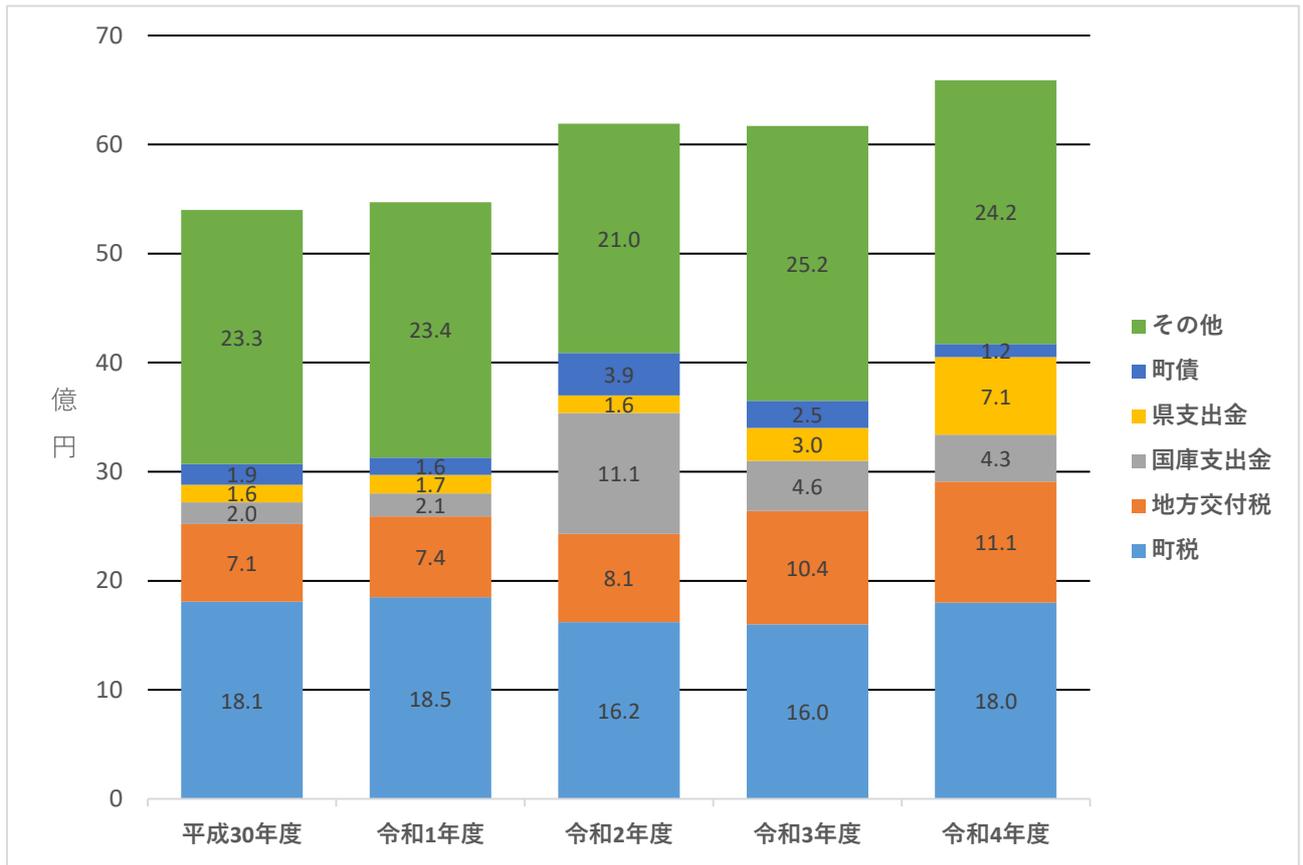


3. 財政状況

(1) 歳入の状況

本町の令和4(2022)年度の普通会計の歳入は約65億円です。その内訳は、町税が最も多く、次いで地方交付税となっています。5年間の推移を見ると、令和3(2021)年度が令和2(2020)年度より若干減少していますが、歳入自体は増加傾向にあります。

図-11 平成30年度から令和4年度までの歳入の状況

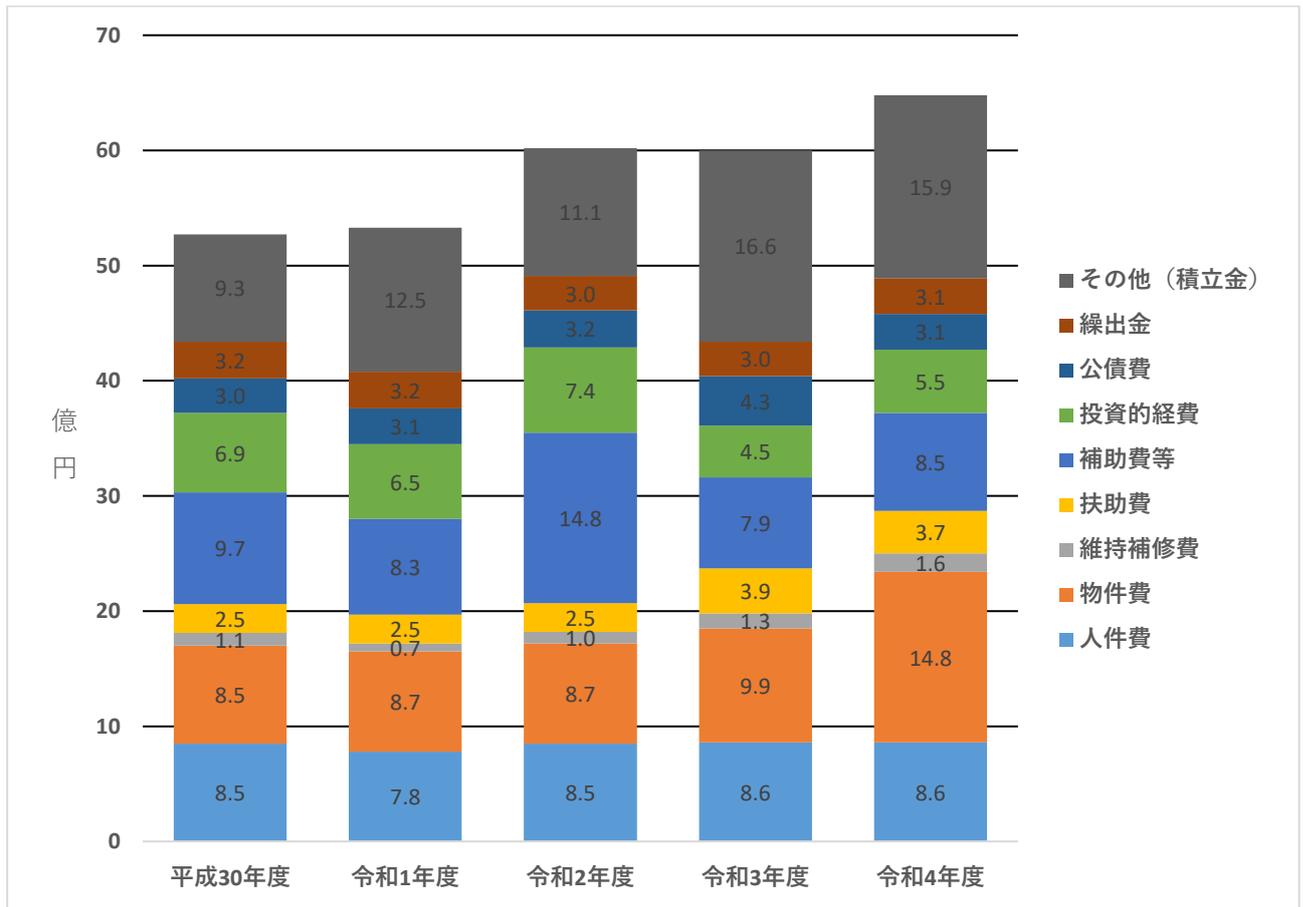


【出所：決算統計より】

(2) 歳出の状況

本町の令和4(2022)年度の普通会計の歳出は約64億円です。その内訳は、その他(積立金)が最も多く、次いで物件費となっています。5年間の推移を見ると、令和3(2021)年度が令和2(2020)年度より若干減少していますが、歳出自体は歳入同様増加傾向にあります。

図-12 平成30年度から令和4年度までの歳出の状況



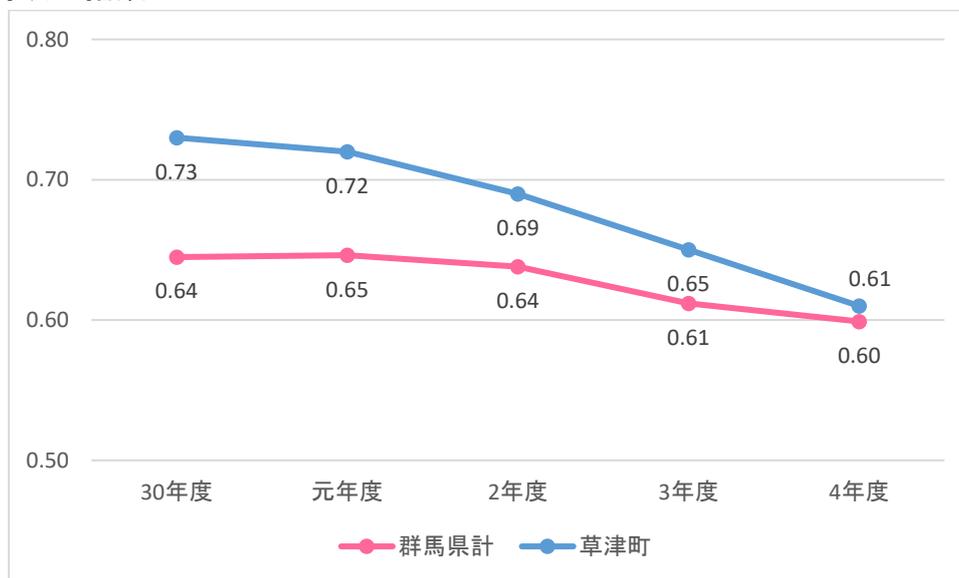
【出所：決算統計より】

4. 財政指標

(1) 財政力指数

本町の財政力指数は、低下傾向にあり令和4(2022)年度は0.61となっているものの、群馬県内の市町村平均よりも高い状況にあります。

図-13 財政力指数



【出所：地方財政状況調査（総務省）をもとに作成】

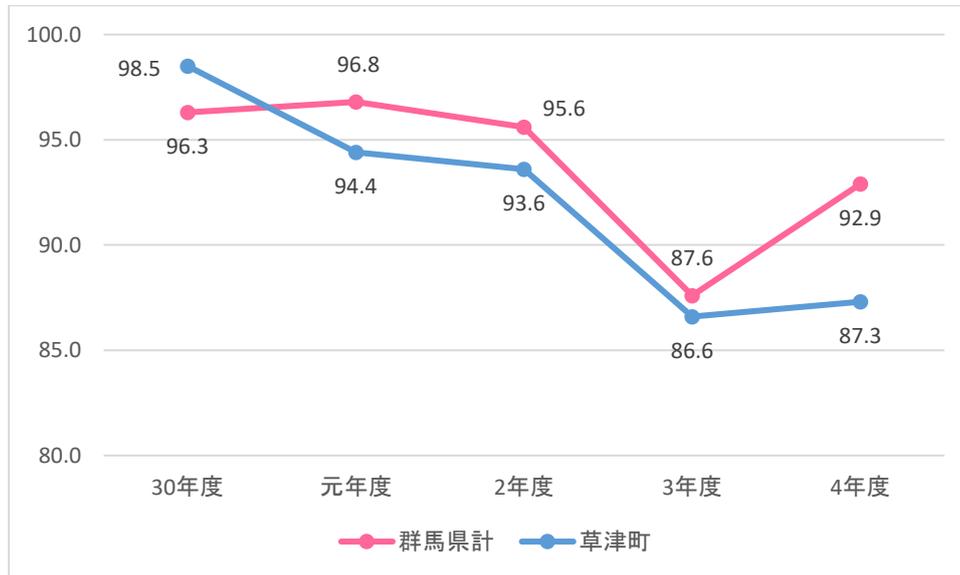
※財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

(2) 経常収支比率

本町の経常収支比率は、令和3(2021)年度まで低下傾向にありましたが、令和4(2022)年度には上昇しており87.3%となっています。

図-14 経常収支比率



【出所：地方財政状況調査（総務省）をもとに作成】

※経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合のことです。

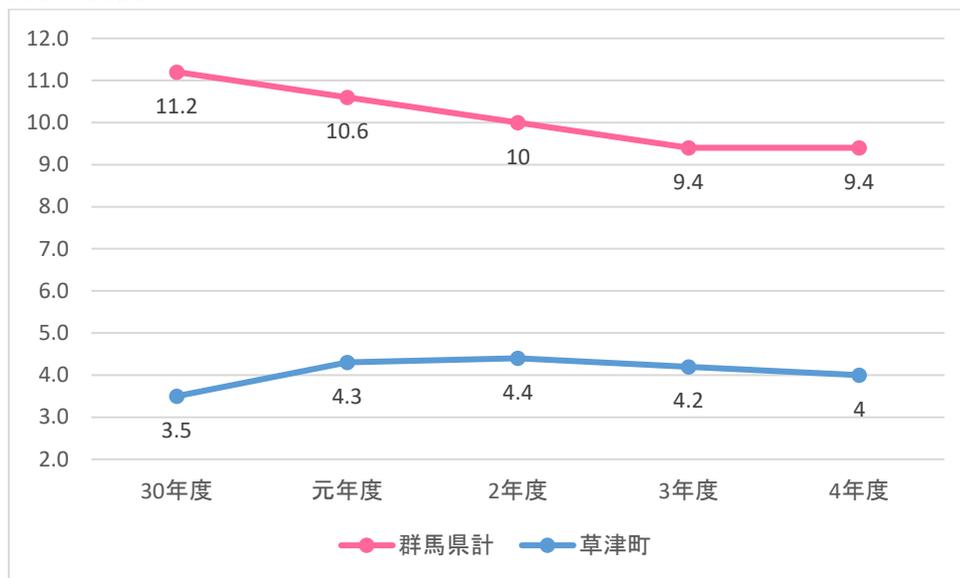
この指標が高いほど、財政が硬直化（財政が固定的に使わなければならない費用が増大しているため新たな予算の確保が難しくなること）しているといえるため、数値が低いほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになります。

(3) 実質公債費比率

本町の実質公債費比率は、過去5年間3%～4%台を推移しており、県内の市町村平均を下回る水準になっています。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っており、資金繰りに問題はありません。

図-15 実質公債費比率



【出所：地方財政状況調査（総務省）をもとに作成】

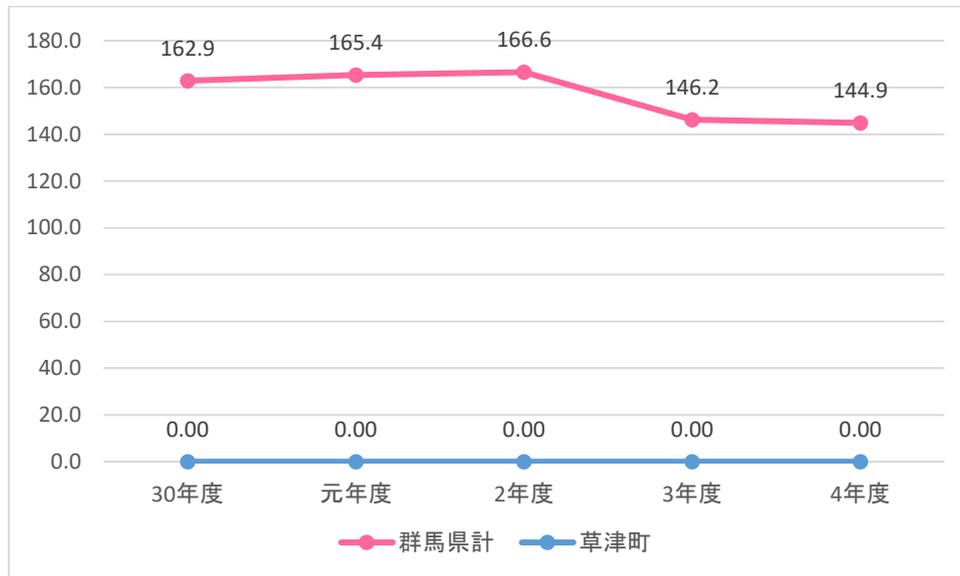
※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。

(4) 将来負担比率

本町の将来負担比率は、改善が進み0%のためグラフに記載がありません。群馬県内の市町村平均よりも低い水準にあり、相対的に財政を圧迫する可能性が低いと考えられます。

図-16 将来負担比率



【出所：地方財政状況調査（総務省）をもとに作成】

※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%とされています。

5. 公共施設等の更新等に充当可能な財源の見込み

(1) 公共施設等の更新に必要な金額と使用可能な金額

公共施設等の更新等に充当可能な財源の見込みを推計しました。推計は、水道事業、温泉・温水事業及び千客万来事業が保有する建物およびインフラ施設を除いて実施しました。

水道事業、温泉・温水事業及び千客万来事業は、独立採算を基本とし、民間企業の会計基準と同様の会計基準を採用しており、料金等の水準の決定、施設・設備の更新投資や運営費用縮減など、合理的で安定的な経営に向け、それぞれの事業で既に計画的な取り組みが進められているためです。

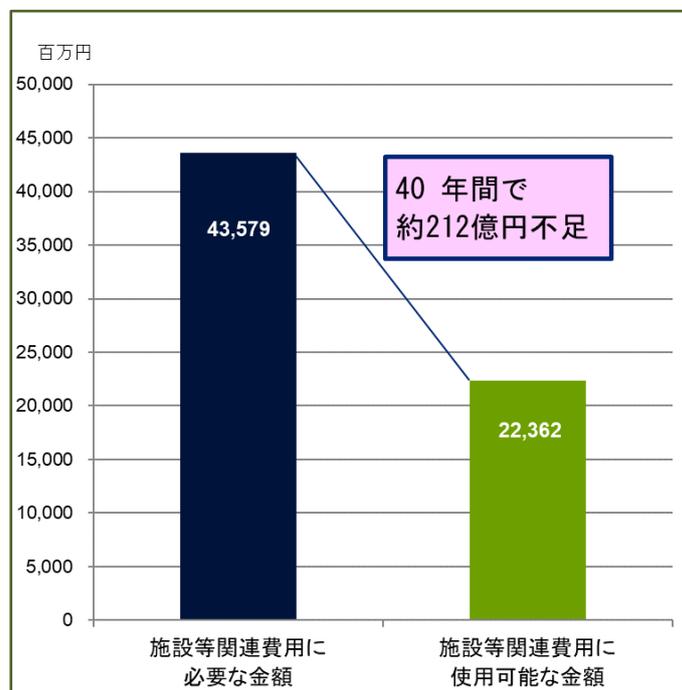
歳入のシミュレーションは寄付金、特別会計繰入金、基金繰入金、繰越金を考慮せず、それ以外の歳目については過去4年間の平均額で推計しています。

この結果、本町の公共施設等（水道事業、温泉・温水事業及び千客万来事業が所有するものを除く）の大規模改修、建替えおよび通常の維持補修には、今後40年間で約436億円必要になります。（※2）

また、財政推計を踏まえた公共施設等の更新に充当可能な財源の将来推計を行った結果、今後40年間で公共施設等の更新に充当可能な財源額は約224億円です。

この結果、すべての公共施設等について更新を行うと、今後40年間で約212億円財源が不足します。

図-17 今後40年間の公共施設等の更新に必要な金額と使用可能な金額（総額）



【算定の前提】

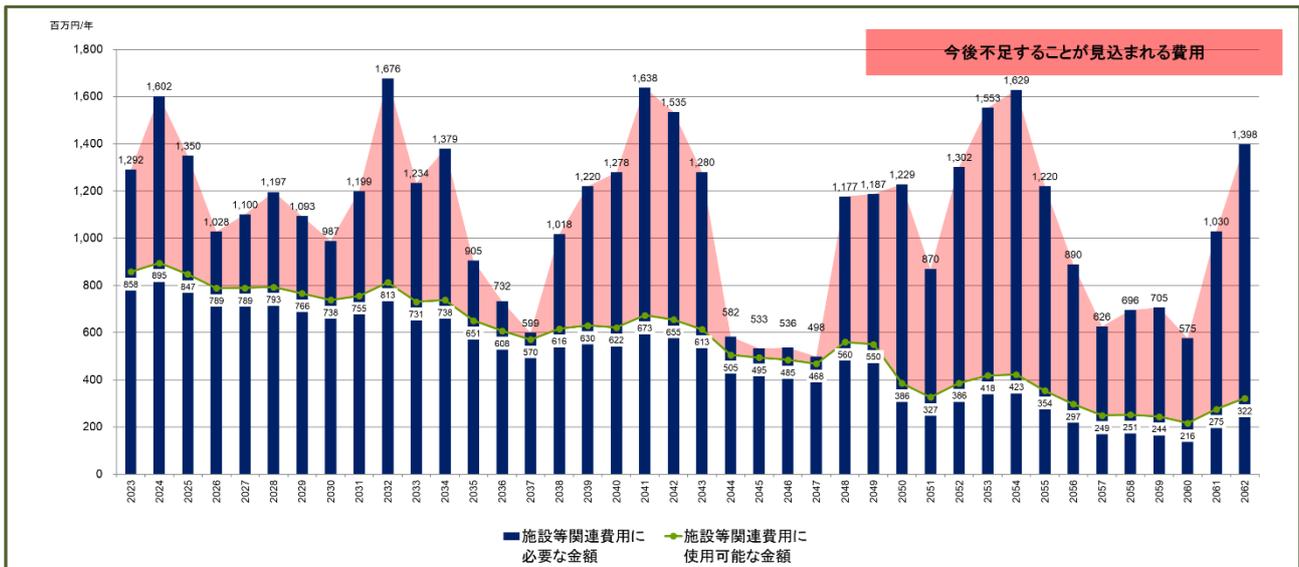
本町の公共施設等の大規模改修および建替えに要する費用は、今後の人口減少等の変化を考慮していません。

このため、現在保有する施設をすべて維持し、同規模の施設に建替えることを前提として算定しています。

※1 本財政シミュレーションは、今後の公共施設等の更新時期や対象施設の見直し、人口推移の変化などにより、シミュレーション結果が異なることが考えられます。

※2 本財政シミュレーションは、過去の決算統計より算出したものであり、P.13の「表-8 会計別40年間の公共施設及びインフラ資産の更新費用」は、建物の「建替え」と「大規模改修」のみを対象と算出しているため、必要額に相違があります。

図-18 今後40年間の公共施設等の更新に必要な金額と使用可能な金額（年度別）

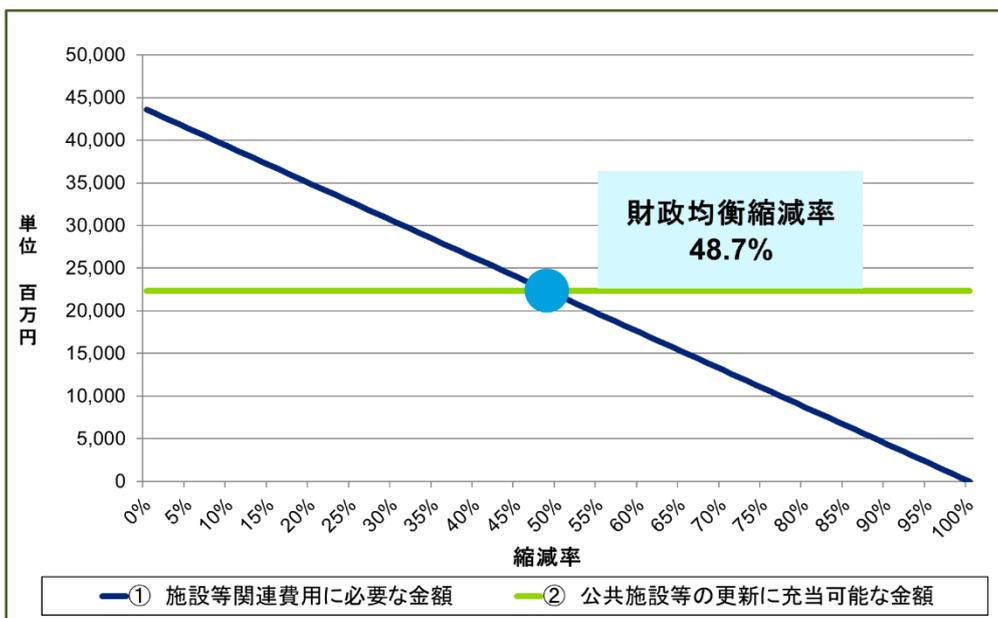


公共施設等の更新費用や維持管理費等に基づき、「公共施設等の更新等に必要な金額」と「公共施設等の更新等に充当可能な財源」から算定した財政が均衡する縮減率は48.7%となります。

本町は、温泉を中心に年間300万人以上の観光客を受け入れるなど、観光が町の産業となっています。このため、観光客の利便性を高めるため、積極的に投資を行っており、町の規模に比べ、整備額は大きくなっています。

町の中心産業である観光の振興を考えると48.7%の施設削減は難しいですが、町の発展と持続可能な財政の実現を両立できるよう、施設の維持管理を進める必要があります。

図-19 公共施設等関連費用に必要な額と使用可能な金額の均衡縮減率



※延べ床面積を1%縮減することで施設等関連費用に必要な金額の1%相当額が削減できると仮定

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

40年間『令和6(2024)年度～令和45(2063)年度』

草津町公共施設等総合管理計画の対象期間は、公共施設等（インフラを含む）の更新費用推計において、更新費用のピークを超える令和45(2063)年度までの40年を対象とします。

2. 全庁的な取組体制及び情報管理・共有方策

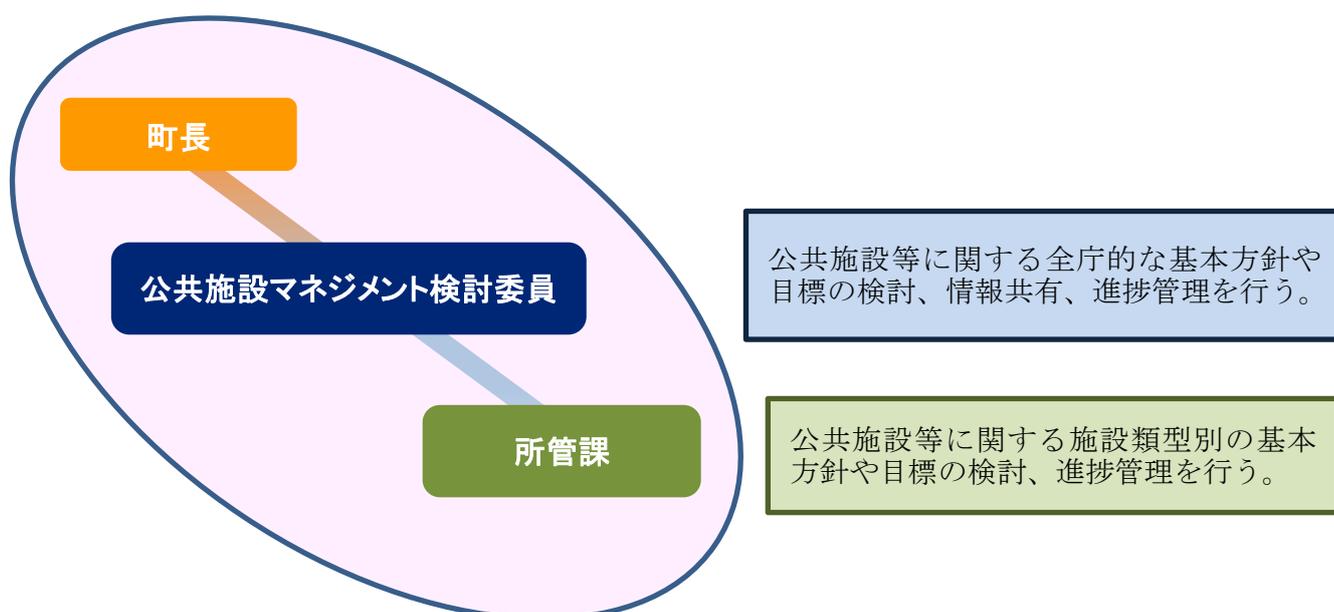
町長をトップとし、副町長及び公共施設等を管理する所管課長が参加する「公共施設マネジメント検討委員会」を設置します。

委員会では、本計画で定める全庁的な基本方針・目標、類型別の基本方針について進捗管理や計画の見直しを行います。委員会の事務局は総務課に置くこととし、施設の利用状況や維持補修に関する記録など、公共施設に関する情報を集約します。

また、建築に関する専門的な知見を有する職員の採用・育成を進め、集約した情報の分析を行い、本計画を着実に推進します。

なお、本計画の進捗状況等は議会に報告するとともに、広報紙やホームページなどにより、町民に公表します。

【草津町 公共施設マネジメント推進体制（例）】



3. 公共施設等の現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少・人口構成の変化を見据えた施設保有量の最適化

本町の人口は、今後減少が見込まれますが、現在ある施設を同じ規模で更新すると、人口に比べて施設保有量が過大になることが予想されます。また、少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれており、町民の年齢構成も大きく変化すると考えられます。

そのため、全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口動向に見合った適切な施設保有量の検討を行います。類似・重複した施設の集約化または複合化を進め、利用状況が低く、かつ老朽化した施設から縮減するなどして、施設保有量の最適化を図ります。

(2) 町民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる町民ニーズの多様化、防災対応への関心の高まり、環境に配慮した取組の要請など、時代の変化に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方を検討し、町民のニーズや利用状況等を考慮した公共施設の有効活用を行います。

(3) 公共施設の更新時期等の平準化

今後、数年間に集中して公共施設の大規模改修や更新時期を迎えます。限られた予算の中では、大規模な改修や更新等が集中する時期を乗り越えることは困難です。

このため、現在保有している公共施設等の利用状況等を考慮のうえ、必要である施設については、適切な点検・診断を実施するとともに、計画的な維持管理・修繕を実施し、長寿命化を図り、更新時期等の平準化を図ります。

(4) 予防保全的な維持管理の推進

都市インフラ施設（道路、橋りょう、上水道等）など、今後も継続して使用する公共施設等については、これまでの不都合が生じてから修繕を行う「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施します。

(5) 民間活力を生かした取組の推進

「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用して、サービス水準の維持・向上を図りながら、計画的・効率的な維持管理による施設等に関するトータルコストの縮減を図ります。

4. 公共施設等の管理に関する基本方針

基本
方針
1

利用者(住民・職員・観光客等)の安全確保を最優先に施設を維持します。

基本
方針
2

災害時等の緊急時に備え事業継続の確保ができる取り組みを進めます。

基本
方針
3

公共施設等の維持管理・修繕を計画的に取り組み、できる限り長く使用できる状態を保ちます。

基本
方針
4

公共施設等の運営にかかるコスト削減を進めます。

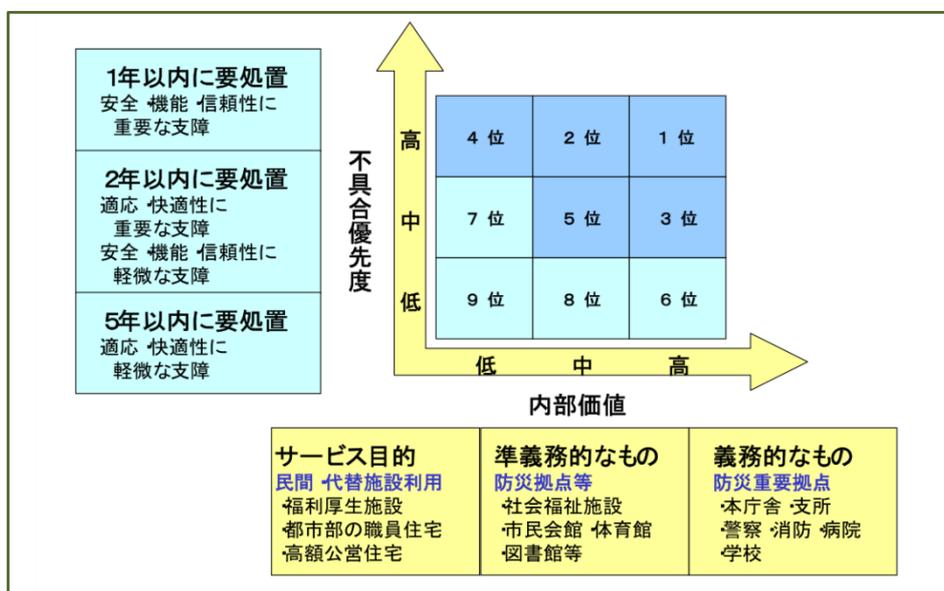
基本方針 1

【利用者(住民・職員・観光客等)の安全確保を最優先に施設を維持します。】

の達成手法

- 施設保全責任者は、安全確保を第一に不具合の優先度や施設の重要性を考慮しながらファシリティーマネジメント (FM) ※の公共施設のポートフォリオによる保全予算分配の考え方を参考とし施設の維持管理に努めていきます。
- 安全確保を第一に考慮するために耐震診断を行っていない施設を優先的に診断し、その結果の対応策を検討します。
- 建築基準法第 12 条の点検及び官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条の点検は、建物の平常時の安全性を確かめることから、法の定める周期で資格を有する者により確実に点検を実施していきます。

図-20 ポートフォリオによる保全予算分配の考え方



【出典：JFMA】

※ファシリティーマネジメント (FM) とは、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、単に手法という範ちゅうから、より広く FM を経営的視点に立った総合的な活動として捉えます。

基本方針 2

【災害時等の緊急時に備え事業継続の確保ができる取り組みを進めます。】

の達成手法

自然災害や突発的な緊急時においても重要な行政事業の継続を確保するための施設機能を維持するため、起こりうる影響を想定し効果的な対応策を検討する事業継続計画の取り組みを行い、緊急時においても行政機能の停止による公共サービスの中断や日常生活の混乱を最小限にする備えをします。

基本方針 3

【公共施設等の維持管理・修繕を計画的に取り組み、できる限り長く使用できる状態を保ちます。】

の達成手法

- 各施設における維持管理は、事後保全だけではなく予防保全の取り組みを導入し日々の不具合の診断・評価を行います。
- 維持管理コストを見直すためには、中長期的な視点で各施設の個別改修計画等を策定し、本計画の取り組みに則り全庁的な視点で施設の維持管理・修繕を明確にし効率化を図り削減を行っていきます。

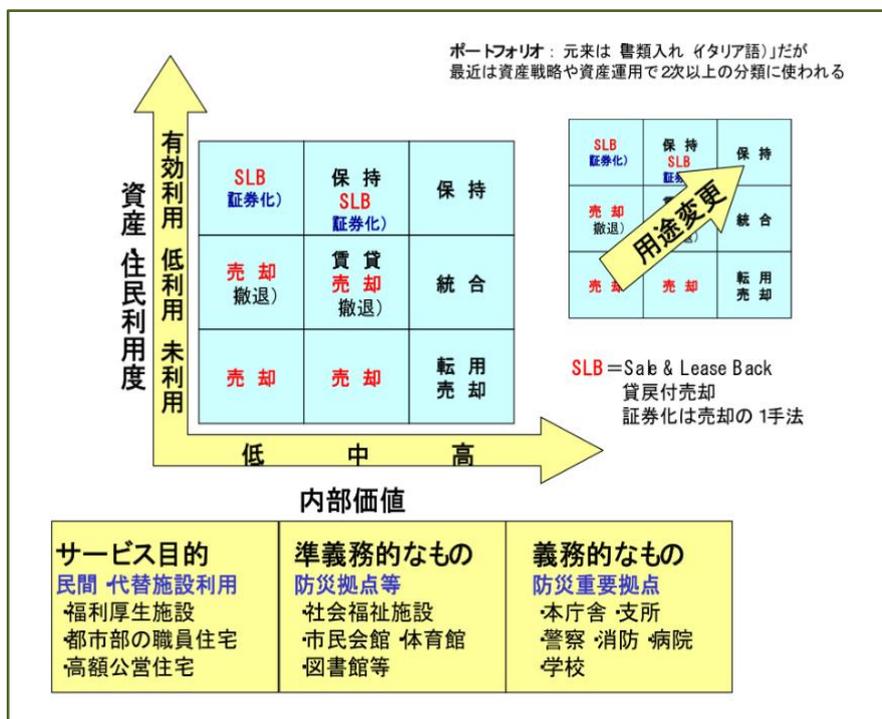
基本方針 4

【公共施設等の運営にかかるコスト削減を進めます。】

の達成手法

現在ある施設の保有量が適正であるかをファシリティーマネジメント（FM）の公共施設のポートフォリオによる総量縮減戦略を参考としてコスト削減の検討を行っていきます。

図-21 ポートフォリオによる総量縮減戦略の適用例



【出典：JFMA】

5. 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断については、法律等により義務付けられている法定点検を実施するとともに、施設の経過年数や利用形態・状況を考慮し、安全確保を最優先に、民間事業者の専門知識も活用しながら点検・診断等を継続して実施していきます。

また、点検・診断等の履歴や結果については、情報のデータベース化するなど適切に管理し、今後の点検・診断等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

全庁的な観点及び各類型別の観点から、優先順位をつけて計画的に維持管理・修繕・更新等を実施します。優先順位をつける際は、利用度、地域の将来の人口構成、老朽度、長寿命化計画の有無など多様な視点から検討します。

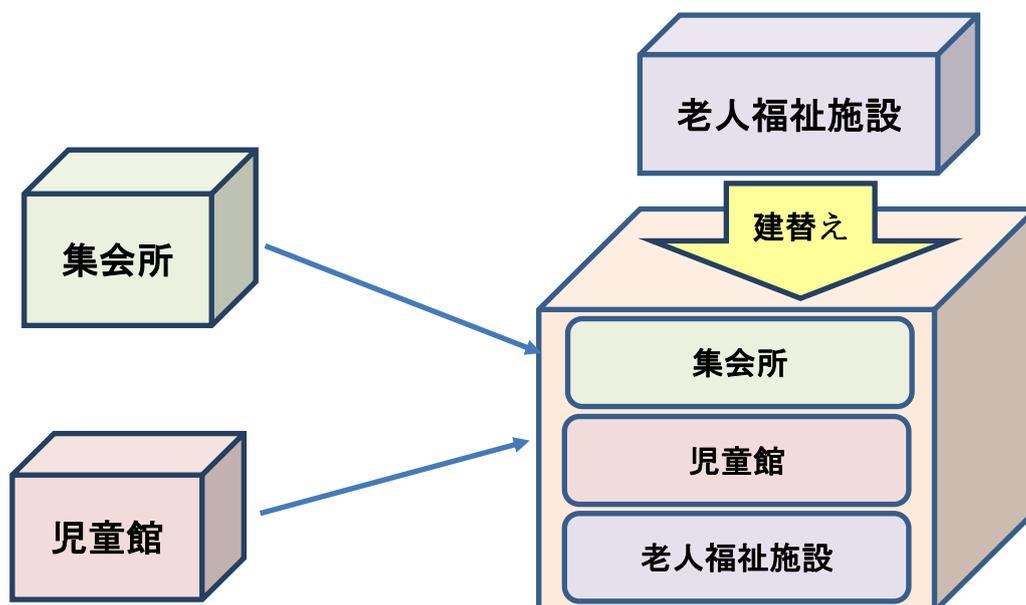
また、ライフサイクルコストを削減するため、個別施設ごとに修繕計画を策定し、当該計画に基づき維持管理・修繕・更新を実施するとともに、修繕等の記録を施設の維持管理、修繕、更新や全体計画に活用していきます。

なお、施設を更新する場合には、需要に応じた適切な規模とするとともに、施設の複合化を検討します。また、町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能にするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を取り入れ、PPP/PFI等の民間活力の積極的な活用により、民間の資金、ノウハウ、アイデアの導入を推進していきます。

※PPPとは、Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

※PFIとは、Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法です。

【複合化のイメージ】



(3) 安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に優先順位の高い箇所から補修するなど安全面に配慮した施設管理を行っていきます。

点検・診断の結果、安全が確保できないと判断された施設は、建替え、改修工事、施設の複合化等により危険の排除を行うとともに、安全管理マニュアルの整備など、ソフト面からも安全の確保を図ります。また、老朽化に伴う施設の安全性の確保が困難となった建築物については、利用の停止などの対応を行った上で、修繕の実施または廃止を検討します。

【国から示された点検マニュアル】



(4) 耐震化の実施方針

耐震化が必要な施設については、耐震補強と建替えの両面で検討を進め、早急に対応します。

(5) 長寿命化の実施方針

長寿命化計画を策定している施設については、計画内容に沿って長寿命化を進めます。また、長寿命化計画を策定していない施設については、計画の策定を検討するとともに、修繕が必要な状態が発生した場合は、速やかに対応し、修繕が必要な状態が拡大しないようにし、施設の長寿命化を図ります。

さらに、「対症療法的管理」から、「予防保全的管理」に転換し、公共施設等の長寿命化と修繕や建替えにかかる費用の縮減を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

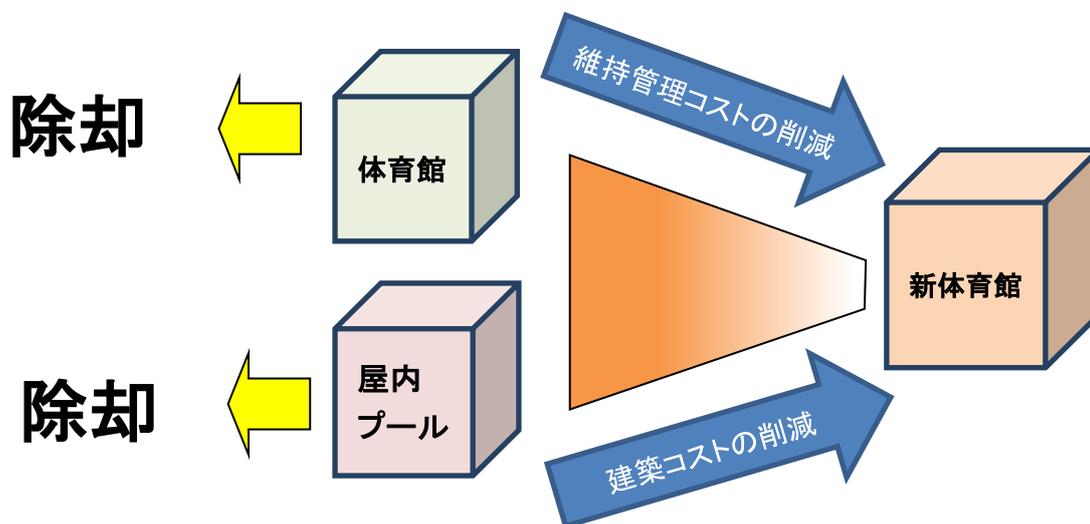
(6) 統廃合や縮減の推進方針

人口減少や少子高齢化などの人口動態の変化や、既存行政サービスの民間提供の可能性を考慮した上で、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して公共施設総量の見直し、再配置等の検討を行います。施設の統廃合や縮減（減築も含む）を検討する場合は、現在の施設の利用状況や利用者のニーズに配慮するとともに、住民の理解やまちづくりとの整合性を考慮し、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を検討します。

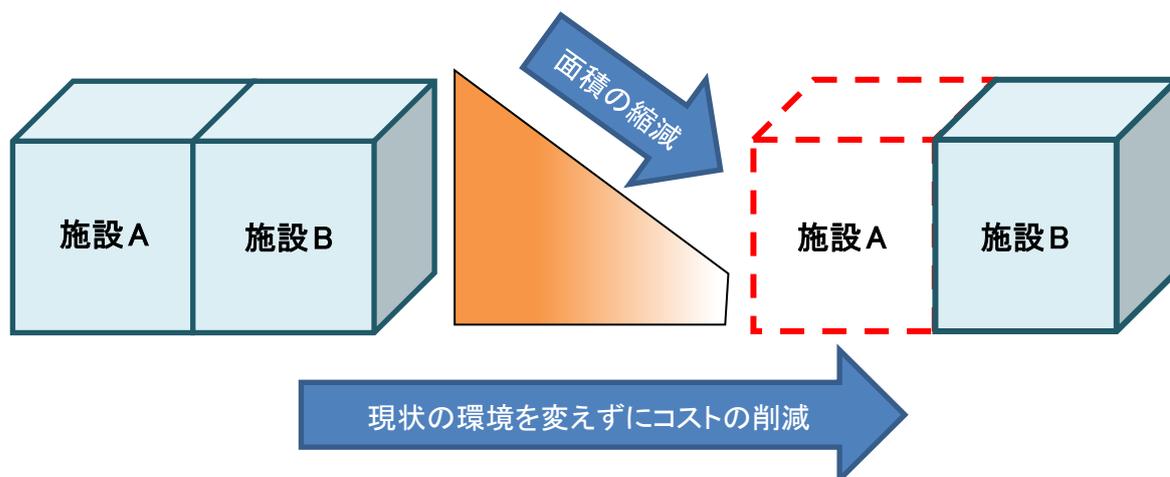
また、今後さらに進行する少子高齢化を踏まえ、学校施設の規模の縮減や高齢化に備えた福祉施設等の他の公共施設との複合化、共有化の検討を行います。

なお、高齢福祉施設などは、中期的な推計に基づく需要量の変化や民間事業者との役割分担などを踏まえ、過度に整備しすぎないように配慮します。

【統廃合のイメージ】



【縮減(減築も含む)のイメージ】



(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するためには、各々の施設に蓄積された専門知識や情報を共有するために、庁内で研修会等を実施していきます。

また、計画の進捗管理を担う担当組織を明確にし、公共施設等に関する取り組みを一元管理し着実に推進します。さらに、当該担当組織で施設に関する情報を一元管理できる仕組みを整えます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設のユニバーサルデザインとは、年齢、性別、能力、障がいの有無にかかわらず、誰にでも公平に利用できることを目標とした考えです。公共施設の代表的なユニバーサルデザインとしては、バリアフリーとして段差をなくすスロープ、手すりやトイレなどがあります。各施設においては、改修に合わせて計画を推進していきます。

(9) 脱炭素化の推進方針

脱炭素化とは、地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取り組みです。各施設等の改修や整備を行う際には、照明のLED化や自然エネルギーを活用した、脱炭素化に向けた取り組みを推進していきます。

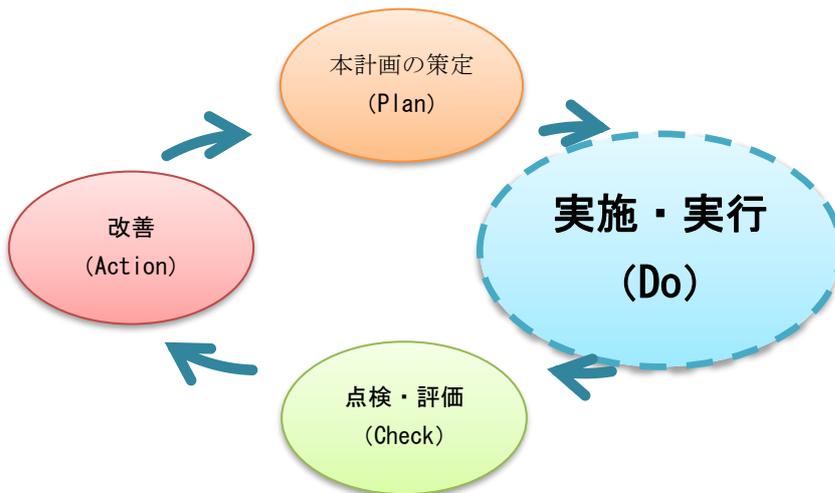
6. フォローアップの実施方針

本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、草津町マネジメント委員会を開催し5年ごとに評価を実施します。

また、草津町マネジメント委員会は、各施設が策定する個別計画の更新（建替え・大規模改修）について全庁的な視点から保全予算の配分（更新の優先度）や複合化を含めた統廃合の助言を行います。評価結果は、町議会への報告や町民への公表などにより、広く情報共有を図るとともに、社会環境の変化などに的確に対応するため、評価の結果を踏まえ、定期的に計画の改定を実施します。

計画の着実な実現を図るため、計画を策定するだけでなく、計画の評価、今後の取り組みの検討を行い、計画を確実に実行し、さらには、計画の改定を行うための仕組み（マネジメントサイクル）を構築します。

【公共施設等の総合的な管理のマネジメントサイクル】



《本計画におけるマネジメントサイクル》

Plan : 本計画の策定

「施設の従来の現状や課題・今後の方針を集約し維持管理計画を策定します。」

Do : 計画に沿って取組を実施・実行

「維持管理計画に沿って施設の維持管理が実施されているか確認を行います。」

Check : 実施結果が計画に沿っているか点検・評価

「施設の維持管理が計画に沿っているかどうかを評価します。」

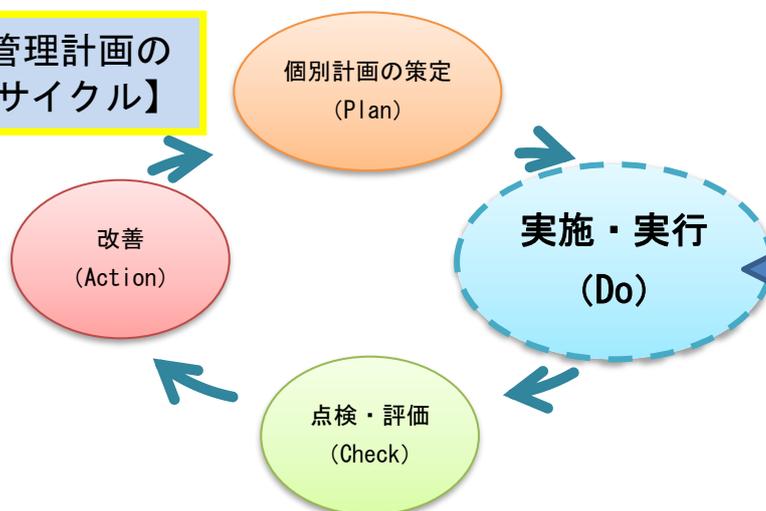
Action: 計画の実現に向けた改善・必要に応じ計画の見直し

「施設の維持管理の実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をします。」

全庁的な助言

- ・ 保全予算の配分（更新の優先度）
- ・ 複合化を含めた統廃合

【各施設の個別管理計画のマネジメントサイクル】



第5章 施設類型別の現状及び課題と基本方針

町内公共施設の現状と課題に対する基本方針を施設類型別ごとに示します。

表-12 現状の公共施設の施設類型別一覧

施設類型別	施設名
町民文化系施設	草津町公民館・教育委員会、立町区民会館、新田区住民センター、馬場区民会館、東殿塚区民会館、音楽の森コンサートホール、音楽の森セミナーハウス、メロディーハウス
社会教育施設	草津温泉図書館、社会教育施設<屋内プール2階>
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館、屋内プール、天狗山テニスコート、多目的グラウンド、本白根第5グラウンド
商工・観光施設	草津温泉バスターミナル、目洗地蔵、湯路広場、地蔵乃湯、白旗の湯、千代の湯、風の湯、煮川乃湯、熱乃湯、御座之湯、大滝乃湯、西の河原大露天風呂、道の駅、天狗山スキー場、御成山スキー場、青葉山スキー場、本白根スキー場、草津温泉ゴルフ場、白根レストハウス、地蔵カフェ、漫画図書ギャラリー、百年石別邸
学校教育系施設	草津小学校、草津中学校、学校給食センター
子育て支援施設	ベルツこども園
保健・福祉施設	総合保健福祉センター 翁の湯、喜美乃湯、こぶしの湯、白嶺の湯、関の湯、巽の湯、千歳の湯、長栄の湯、睦の湯、恵の湯、瑠璃乃湯、長寿の湯、躑躅の湯、碧の湯
行政系施設	役場庁舎、消防団第1・第2分団、消防団第3分団、消防団第3分団第2部、消防団第4分団、消防団第5分団、消防団第6分団(道上)、消防団第6分団(谷所)、消防団本部車庫、融雪第一ポンプ室、融雪第二ポンプ室、融雪第三ポンプ室、融雪第三ポンプ室貯湯池、選挙倉庫、除雪ステーション、南本町車庫・倉庫
公営住宅	中島団地、本白根団地、前原ハイツ、居宅(マンション1室)
公園	運動茶屋公園、頌徳公園、西の河原公園、囲山公園、昭和公園
その他	滝尻原墓地、旧前口保育園、旧第二保育園、旧坂田宅
上水道施設	第一浄水場、第二浄水場、第三浄水場、前口第一浄水場、前口第二浄水場(共に配水池含む)、水源施設
供給処理施設	クリーンセンター、公共下水道終末処理場、温泉温水第一配湯所、温泉温水第二配湯所、天狗山ポンプ室、町営駐車場中継ポンプ所、温水圧力調整室、南本町圧力ポンプ室、南本町中継ポンプ所1、南本町中継ポンプ所2、湯畑ポンプ所、地蔵ポンプ所、西の河原ポンプ所、熊笹ポンプ所

表-13 現状のインフラ施設の一覧

施設類型別	施設名
道路	道路
農道・林道	農道・林道
橋りょう	橋りょう(農道橋りょう含む)
上水道	施設及び管
下水道	管
温泉・温水	管

公共施設の現状と課題に対する基本方針

以下、施設類型別に現状と課題に対する基本方針と施設の情報に記載します。
記載にあたっての前提条件は、以下のようになります。

【前提条件】

- ・施設の情報は、令和5年3月末を基準とします。
- ・施設面積は、それぞれ小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計と差がある場合があります。

1. 町民文化系施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
公民館・教育委員会	H16	19	2	811	1,529	1,529	5,622	13,742
立町区民会館	S39	59	1	43	不明	不明	不明	0
新田区住民センター	S39	59	1	43	不明	不明	不明	0
馬場区民会館	S36	62	2	50	不明	不明	不明	0
東殿塚区民会館	S55	43	2	191	不明	不明	不明	0
音楽の森コンサートホール	H3	32	1	2,468	1,392	4,974	7,607	12,368
音楽の森セミナーハウス	H10	25	2	635	不明	不明	不明	0
メロディーハウス	H9	26	2	426	不明	不明	不明	0

現状と課題

音楽の森国際コンサートホールは、現在は町で運営しています。開館日数が非常に少ないため、維持管理コストが高くなっており、開館日数を増やすなど利用率の向上が課題です。

また、提供するサービスの向上を図り利用率の上昇を図るとともに、費用の低減を図るため専門的な知見を有する民間事業者を指定管理者とするなどの運営形態の見直しの検討が必要です。

メロディーハウスは、草津夏期国際音楽アカデミーアンドフェスティバルのみで使用する施設で、現在の利用用途の見直しなどを検討し、利用用途に応じた管理方法に変更することが必要です。

その他会館等は、築50年経過している建物もあり老朽化が進んでいるため日々の修繕は行っていますが、耐震等の対策も必要です。

基本方針

音楽の森国際コンサートホールは、利用日数の継続を図り、使用料収入の増加を目指します。また、維持管理コストの低減を図ります。

メロディーハウスは、利用用途の見直しなどを検討し必要に合わせて維持管理をしていきます。

その他会館等は、施設をできる限り長期に活用できるよう、修繕を実施するとともに、改修・建替えの可否を含めた今後の在り方を検討します。

2. 社会教育施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
草津温泉図書館	S63	35	1	407	不明	不明	不明	4,333
社会教育施設 <屋内プール2階>	H4	31	-	410	不明	不明	不明	0

現状と課題

草津温泉図書館は、築35年になるバスターミナルと同一建物内に設置されています。

平成28(2016)年度からは図書館内に草津ならではの資料を設置する温泉資料館を併設したことにより住民だけではなく観光者の利用者数が増加しています。

また、社会教育施設は、利用者数の増加に伴い、既存施設のスペースが不足するなど、施設のキャパシティの拡充が課題となっています。施設維持のための経費が増加傾向にあり、経常的な維持管理費を軽減するため照明設備のLED化や新電力への移行を検討しています。

なお、耐震化は完了しているものの、建物に関する専門的な知見を有する人材がないため、施設の老朽化に伴う修繕、改修を計画的に実施できていません。

基本方針

草津温泉図書館は、草津ならではの情報を提供する施設であり、草津のことをより理解していただけるよう、来訪者の増加に努めます。

また、維持管理は、バスターミナルと同様に行っていきます。

社会教育施設は、温水プールの維持管理と同様に、安全性にかかわる支障箇所を優先的に対応し、できる限り迅速に修繕を行い、可能な限り施設が長く使える状態を保ちます。

3. スポーツ・レクリエーション施設

施設情報

施設名	代表建築年度	経過年数	施設棟数	延床面積(m ²)	年度別利用人数(人)			歳出(千円)
					R2	R3	R4	
総合体育館	S56	42	3	4,470	14,989	20,227	28,096	65,876
屋内プール	H4	31	1	1,457	2,867	2,084	2,573	1,705
天狗山テニスコート	不明		1	0	205	297	278	0
多目的グラウンド	H4	31	1	93	不明	不明	不明	0
本白根第5グラウンド	H29	6	1	50	不明	不明	不明	0

現状と課題

総合体育館は築42年を経過し、室内プールは築31年を経過し、施設の老朽化が進んでいます。このため、施設・設備の維持管理の費用が増加しており、今後も増加が見込まれることから、修繕計画の策定など維持管理コストを抑える方策の検討が必要です。

スキー場、ゴルフ場は、指定管理者を選定しています。施設管理等は指定管理者の状況判断を踏まえ、町と協議して修繕等の判断を行っています。各施設の維持管理状況については、指定管理者が実施する建物の定期点検の結果を確認し、必要な対応をとっています。

また、スキー場施設のリフト等の搬器や設備、施設については利用者の安全を第一と考え適切な対応を継続しています。

老朽化が進んでおり、町に対するニーズを精査しながら今後の施設の維持管理の方向性を整理する必要性があります。

基本方針

総合体育館・室内プール共に適切な点検を行い、利用者の安全確保を最優先に修繕を行います。また、できる限り長く施設を利用できるよう、予防保全的な修繕を心がけます。

スキー場施設は、本白根山の噴火によりゲレンデ面積の約半分を失ったことから、現在通年型山岳リゾートへの転換を図るため、施設の新設更新を進めています。

また、老朽化の進む施設においても日々の点検を行い利用者の安全確保を第一に維持管理に努めます。指定管理者と連携し、建物の点検結果の定期報告なども継続的に求め、施設の状態の把握に努めます。

本白根山の噴火により使用ができなくなった施設においては国有林であることから、撤去計画を林野庁に提出しており、関係省庁とも協議しながら順次対応を進めます。

4. 商工・観光施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
草津温泉バスターミナル	S63	35	2	2,100	不明	不明	不明	0
目洗地蔵	不明		1	0	不明	不明	不明	0
湯路広場	H25	10	1	169	不明	不明	不明	1,575
地蔵の湯※1	H17	18	1	161	不明	不明	不明	595
白旗の湯※1	H4	31	1	68	不明	不明	不明	1,069
千代の湯※1	H10	25	1	118	不明	不明	不明	6,313
風の湯※1	S61	37	1	23	不明	不明	不明	864
煮川の湯※1	S63	35	1	46	不明	不明	不明	877
熱の湯	H27	8	1	352	127,053	160,606	246,704	10,153
御座之湯※2	H24	11	1	713	65,680	84,251	109,428	20,069
大滝乃湯※2	S58	40	2	2,422	181,066	213,078	264,505	0
西の河原大露天風呂※2	S62	36	4	66	133,517	154,561	197,365	1,188
道の駅	H9	26	7	546	110,700	128,208	189,800	0
天狗山スキー場	S58	40	27	6,088	91,536	134,357	161,071	0
御成山スキー場	H4	31	6	267	不明	不明	不明	0
青葉山スキー場	S63	35	13	1,619	不明	不明	不明	0
本白根スキー場	S63	35	15	4,057	不明	不明	不明	0
草津温泉ゴルフ場	H元	34	9	2,570	15,204	15,970	17,458	8,107
白根レストハウス	H2	33	4	1,098	不明	不明	不明	0
地蔵カフェ	R2	3	1	100	-	3,347	18,248	149
漫画図書ギャラリー	R2	3	1	71	-	4,220	18,248	0
百年石別邸	R3	2	1	71	-	28	1,623	829
旧坂田宅	S55	43	1	111	不明	不明	不明	615

※1 町管理の共同浴場

※2 観光公社管理の浴場施設

現状と課題

バスターミナルは、築 35 年を経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。浴場、物販施設は指定管理者を選定し運営しており、日常の施設管理等は指定管理者の状況判断で修繕等を行い、必要に応じて、町と協議して修繕等の判断を行っています。

各施設の維持管理状況については、指定管理者が実施する建物の定期点検の結果を確認し、必要な対応をとっています。

共同浴場 19 施設（行政区管理が 14 施設、町管理が 5 施設※1、観光公社が 3 施設※2）を管理しています。

共同浴場には、築年数が古く老朽化した施設もあり、一部は観光施設として使用されていることから安全性の確保が必要です。

施設の日々の点検は、地域住民が中心となり清掃時に行っているものの、点検内容に統一性がなく、適切な点検が行われているか確認できていません。

基本方針

バスターミナルは、今後、建築基準法の 12 条※点検を定期的に行い施設の維持修繕を行います。

施設の状態について、定期的に報告を受け、状況を把握し、修繕等の対応を迅速に実施できる仕組みを検討します。

また、施設の長寿命化を図るため、これまでの修繕履歴を整理し、予防保全的な対応に努めます。

共同浴場は、観光施設のニーズや利用実績の分析を継続し、施設の補修や拡充、縮小の判断の際に活用します。

また、各浴場での点検内容に差が生じないように、点検用の統一したチェックシートの作成を検討します。

熱の湯は、平成 27(2015)年度に建替えており、維持管理等の記録を集積し、今後の計画的な予防保全的な修繕の実施に活用します。

※行政区管理の共同浴場は、保健・福祉施設に類型しますが、現状と課題・基本方針は、この共同浴場と同じとします。

※建築基準法第 12 条及び官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条等の改正により、建築物等の①敷地・構造、②昇降機、③建築設備について、定期点検が義務づけられました。対象建築物は、官庁施設の場合、特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が 100 m²を超えるもの、事務所その他これに類する建築物で階数 2 以上又は 200 m²以上の建築物です。点検周期は、上記①は 3 年以内、②③は 1 年以内です。

5. 学校教育施設

施設情報

施設名	代表建築年度	経過年数	施設棟数	延床面積(m ²)	年度別利用人数(人)			歳出(千円)
					R2	R3	R4	
草津小学校	S46	52	13	6,998	204	193	184	30,467
草津中学校	S53	45	12	5,889	116	119	107	30,281
学校給食センター	S47	51	4	517	-	-	-	2,441

現状と課題

学校教育施設は、全て耐震化を終えており、経年劣化等による危険箇所は、児童・生徒の安全確保を第一に修繕を行っています。日々の点検は文部科学省から示されたマニュアルを用いて、学校ごとに実施しています。

少子化と施設老朽化が大きな課題となるため、教育施設の再編について検討を行うことと、中長期的な維持管理を行うための見通しを立てる必要があります。

基本方針

平成 29(2017)年度に策定した個別施設計画に基づき、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、教育施設の長寿命化をすることを前提として、教育施設に求められる機能および性能を確保します。

日々の点検については文部科学省の手引に基づいた草津町の点検マニュアルの整備を検討します。

6. 子育て支援施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
ベルツこども園	H13	22	2	1,731	115	118	102	7,802

現状と課題

ベルツこども園は、平成 27(2015)年度に既存の施設の大規模改修を行いました。
また、施設は避難所としても指定されており、建物の安全性の確保を目的に、耐震補強工事やその他の修繕を行いました。

基本方針

安全の確保を最優先に、日々の点検や修繕を行います。
また、施設の大規模修繕を実施したばかりであることから、今後実施する点検や修繕の記録をデータベースとして整備し、施設の長寿命化計画の策定など施設の長寿命化の実現に活用します。

7. 保健・福祉施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
総合保健福祉センター	H6	29	2	2,439	8,924	20,910	14,552	6,183
翁の湯	H8	27	1	41	不明	不明	不明	0
喜美の湯	H2	33	1	57	不明	不明	不明	176
こぶしの湯	H2	33	1	34	不明	不明	不明	29
白嶺の湯	H30	5	1	44	不明	不明	不明	47
関の湯	S62	36	1	19	不明	不明	不明	4
巽の湯	H4	31	1	85	不明	不明	不明	2,228
千歳の湯	S60	38	1	46	不明	不明	不明	149
長栄の湯	R2	3	1	65	不明	不明	不明	409
睦の湯	R2	3	1	66	不明	不明	不明	43
恵の湯	H22	13	1	50	不明	不明	不明	59
瑠璃の湯	S60	38	1	30	不明	不明	不明	89
長寿の湯	H18	17	1	50	不明	不明	不明	65
躑躅の湯	H19	16	1	67	不明	不明	不明	20
碧の湯	S45	53	1	631	不明	不明	不明	375

現状と課題

総合保健福祉センターは、築 29 年が経過し老朽化が進んでいますが、施設利用者が多く、利用者の安全の確保が最も必要となります。

施設の安全性を保つため、建築基準法に基づく建築物定期点検を行い指摘のあった箇所の修繕を進めています。

共同浴場(無料)※は、町民の福利厚生施設として設置した施設であり、日々の点検・清掃は、行政区の方に依頼しています。

その他、現状と課題は商工・観光施設の共同浴場と同じです。

基本方針

総合保健福祉センターは、建築基準法等法令に基づき、安全の確保を最優先に施設の予防保全的な維持修繕に取り組みます。

共同浴場(無料)は、日々町民の方が使用する施設なので安全の確保を最優先に維持修繕を実施し、長寿命化を図ります。

その他、基本方針は、商工・観光施設の共同浴場と同じです。

※共同浴場は、行政区管理、町営管理、観光公社管理となっており、町・観光公社管理の共同浴場は、「4. 商工・観光施設」に記載します。

8. 行政施設

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数 (人)			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
役場庁舎	S63	35	3	3,250	不明	不明	不明	63,322
消防団第1・第2分団	H23	12	1	162	886	905	963	106
消防団第3分団	S50	48	1	59	350	358	403	526
消防団第3分団第2部	S51	47	1	15	269	377	424	386
消防団第4分団	S52	46	1	59	367	375	383	940
消防団第5分団	S55	43	1	72	432	441	438	39
消防団第6分団(道上)	S56	42	1	72	455	4,665	521	64
消防団第6分団(谷所)	S40	58	1	40	不明	不明	不明	0
草津町消防団本部車庫	H23	12	1	115	不明	不明	不明	0
融雪第一ポンプ室	S57	41	1	14	-	-	-	-
融雪第二ポンプ室	H24	11	1	35	-	-	-	-
融雪第三ポンプ室	H10	25	1	47	-	-	-	-
融雪第三ポンプ室貯湯池	H10	25	1	36	-	-	-	-
選挙倉庫	H15	20	1	45	不明	不明	不明	0
除雪ステーション	H6	29	1	418	不明	不明	不明	418
南本町車庫・倉庫	H7	28	2	207	不明	不明	不明	0

現状と課題

庁舎は、築35年を経過し、老朽化が進んでいます。平成28年度に一部修繕を行っています。今後、建物・設備の修繕も含め費用の負担が増加されます。また、照明器具が劣化していることからLEDへの更新など、コスト面の削減も課題です。

消防本部と第1・2分団以外は、老朽化が進み、耐震化が行われていない施設もあります。

基本方針

役場庁舎は、今後建築基準法の12条点検を定期的に行い施設の維持修繕を行います。

施設の状態について、定期的に報告を受け状況を把握し、修繕等の対応を迅速に実施できる仕組みを検討します。

また、施設の長寿命化を図るため、これまでの修繕履歴を整理し、予防保全的な対応に努めます。

さらに、大会議室・議場の吊り天井は、建築基準法の点検等の対象外ですが、庁舎が避難場所に指定されていることから対応を検討します。

消防関係施設は耐震化が進んでいない施設も多く、施設の建替えも含め、今後の施設の在り方を検討します。

また、第3分団第2部は、車庫のみのため利用状況や活動への支障を考慮し、第3分団との統合を検討します。

各分団施設を更新する際には、施設の移転や既存他施設との統合なども含め検討していきます。

9. 町営住宅

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数(人)			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
中島団地	S54	44	7	5,769	171	164	160	9,950
本白根団地	S49	49	8	3,971	72	69	61	2,897
前原ハイツ	H5	30	1	3,468	34	26	21	5,843
居宅(マンション1室)	S56	42	1	17	-	-	-	186

現状と課題

本白根団地は築49年、中島団地は築44年が経過しており、令和2(2020)年度に更新した公営住宅など長寿命化計画に基づき計画的な維持修繕を行っていますが、老朽化が顕著な本白根住宅については、計画的な維持修繕とは別に、将来的な用途廃止を含めた個別計画の見直しが必要となります。

また、平成10(1998)年度に住宅マスタープラン(町営住宅管理計画)を策定しているものの、計画の内容が変更されていないのも課題です。

基本方針

日々の点検や修繕は、「居住者の安全の確保」を最優先として実施します。

平成10(1998)年度に策定した住宅マスタープラン(町営住宅管理計画)については、現在の施設および入居者の状況と将来の推計等を勘案し、更新を検討します。

また、施設の長寿命化と予防保全の観点から、令和2(2020)年度に更新した公営住宅等長寿命化計画を基に、今後も計画的に維持を行っていきます。

10. 公園

施設情報

施設名	代表建築年度	経過年数	施設棟数	延床面積(m ²)	年度別利用人数(人)			歳出(千円)
					R2	R3	R4	
運動茶屋公園	H9	26	5	-	不明	不明	不明	0
頌徳公園	H21	14	2	19	不明	不明	不明	0
西の河原公園	R元	4	1	220	不明	不明	不明	0
囲山公園	H15	20	2	20	不明	不明	不明	0
昭和公園	H21	14	1	10	不明	不明	不明	0

現状と課題

清掃と目視点検を、一括委託で行うことで経費の削減に努めています。

また、遊具の点検は専門業者に委託を行い、利用者の安全確保や予見できる事故を未然に防ぐための撤去や修繕を実施しています。

基本方針

今後も、利用者の安全確保を最優先に定期的な点検・修繕を行います。

また、施設の長寿命化をはかるため、予防保全的な修繕の実施を検討します。

1 1. その他

施設情報

施設名	代表建築年度	経過年数	施設棟数	延床面積 (㎡)	年度別利用人数 (人)			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
滝尻原墓地	不明		4	22	不明	不明	不明	4,297
旧前口保育園	H7	28	2	409	不明	不明	不明	224
旧第二保育園	S46	52	2	513	不明	不明	不明	0
旧坂田宅	S55	43	1	111	不明	不明	不明	615

現状と課題

滝尻原墓地公衆便所は、12月～翌年4月までの冬季は閉鎖しています。
 旧前口保育園は、築28年を経過しています。
 旧第二保育園は、現在は倉庫として使用していますが、築52年を経過し老朽化が進んでいます。

基本方針

今後も、利用者のため施設の維持管理に努めていきます。
 旧第二保育園は、用途の見直しを図り廃止も検討します。

1 2. 供給処理施設

※供給処理施設とは、普通会計に属する生活に必要な循環機能を有する水道施設、下水道処理施設、ごみ焼却場、農業集落排水施設、その他排水処理施設を意味します。

施設情報

施設名	代表建築年度	経過年数	施設棟数	延床面積 (㎡)	年度別利用人数 (人)			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
クリーンセンター	H3	33	2	1,970	15,544	15,739	16,022	260,735
公共下水道終末処理場※1	S47	51	9	4,752	4,601	4,451	4,482	778,597
温泉温水第一配湯所※2	S49	49	6	714	-	-	-	-
温泉温水第二配湯所※2	S50	48	3	111	-	-	-	-
天狗ポンプ場※2	S51	47	1	20	-	-	-	-
中継ポンプ場※2	H24	11	1	37	-	-	-	-
温水圧力調整室※2	H25	10	1	95	-	-	-	-
南本町圧力ポンプ室※2	H20	15	1	45	-	-	-	-
南本町ラインポンプ場1※2	S51	47	1	2	-	-	-	-
南本町ラインポンプ場2※2	S51	47	1	1	-	-	-	-
湯畑ポンプ場※2	S51	47	1	20	-	-	-	-
地蔵ポンプ所等※2	R元	4	4	25	-	-	-	-
西の河原ポンプ場※2	S63	35	1	8	-	-	-	-
熊笹ポンプ場※2	S51	47	1	2	-	-	-	-

※1 下水道施設として「17. 下水道」で記載します。

※2 温泉・温水道施設として「18. 温泉・温水」で記載します。

現状と課題

クリーンセンターは建設後 33 年が経過し、老朽化に伴う修繕費が年間約 7 千万円程度と増大しております。

令和 2 年 7 月に吾妻環境施設組合が設立され、吾妻郡広域化による新焼却施設の建設が進められております。また焼却灰は令和 5 年度より長野原町にある西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場にて埋立を委託しております。コスト対策のため、ごみの減量化対策が今後の課題です。

基本方針

吾妻環境施設組合により、新焼却施設の稼働を令和 12 年度後半から令和 13 年度を目標とし事業を進めております。現在の施設を 7～8 年間程度使用する必要があることから、点検や修繕を実施し施設の延命化を行い、維持管理に努めてまいります。また、ごみの分別や減量化についても行います。

前口簡水事業は令和 5 年度から草津町水道事業に統合となりました。今後は上水道施設として一体的な管理運営を行ってまいります。

インフラ資産の現状と課題に対する基本方針

13. 道路

現状と課題

町道は冬期間の「除雪」により、除雪を要さない道路と比較して路面の損傷が早い
ため、耐用年数が短く、補修等の維持管理コストがかかります。

町道の「融雪道路」については、新設時のコストより、融雪施設に係る熱交換器や
循環ポンプ等の機械器具、電気計装設備の更新、維持管理等のランニングコストの方
が多額にかかります。

基本方針

日々の巡回点検により、危険箇所の確認・補修を行い、安全な交通路の確保に努め
るほか、老朽化した路線については損傷度合いに応じ計画的に路線ごとに適切な改
良工事を実施していきます。

14. 農道・林道

現状と課題

農道・林道等は、アスファルト敷きで路面の老朽化が激しい箇所があります。

一部農道・林道については、生活道路となっていることから、利用者の安全の確保
が課題です。

基本方針

農道・林道等は、今後も修繕等を行い維持に努めるほか、一般道路の改良計画の一
部に組み込むことを検討していきます。

15. 橋りょう

施設情報

建設年度	経過年数	橋数
昭和 38 年度	60	1
昭和 51 年度	47	1
昭和 59 年度	39	2
平成 13 年度	22	1
年度不明	-	9
合計		14

現状と課題

橋りょうは冬期間の「除雪」により、除雪を要さない橋りょうと比較して路面の損傷が早いため、耐用年数が短く、補修等の維持管理コストがかかります。

また、農道に架かる橋りょうは、生活道路として使用されるなか路面の老朽化が進んでおり、安全性の確保に向けた対応が課題です。

基本方針

一般道路の橋りょうは、令和 4(2022)年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画を基に今後も計画的に維持を行っていきます。

農道に架かる橋りょうは、生活道路として使用されているので、今後も維持管理を適切に行っていきます。

16. 上水道

施設情報

施設名	建設年度	経過年数	施設棟数	処理能力 (m ³ /日)	浄水処理方式	歳出 (千円)
第1浄水場	S33	65	1	3,600	塩素滅菌	0
第2浄水場	H8	27	1	7,500	塩素滅菌	39,718
第3浄水場	S51	47	1	14,400	塩素滅菌	0
前口第1浄水場	S51	47	1	200	急速ろ過 塩素滅菌	0
前口第2浄水場	S50	48	1	200	塩素滅菌	0

施設名	建設年度	経過年数	施設棟数	有効容量(m ³)	構造
第1配水池	S33	65	1	650	鉄筋コンクリート造
	S58	40	1	3,000	鉄筋コンクリート造
第2配水池	H7	28	1	2,000	鉄筋コンクリート造
第3配水池	H7	28	1	2,000	鉄筋コンクリート造
第4配水池	S39	59	1	2,400	鉄筋コンクリート造
第5配水池	S51	47	1	3,000	鉄筋コンクリート造
第6配水池	S51	47	1	2,000	PCタンク
	H4	31	1	2,000	PCタンク
第7配水池	S58	40	1	500	鉄筋コンクリート造
第8配水池	H13	22	1	1,200	PCタンク
前口第1配水池	S50	48	1	200	鉄筋コンクリート造
前口第2配水池	S51	47	1	300	鉄筋コンクリート造

現状と課題

観光地であることから、年間の水道使用量の変動が多く、観光人口を加味した給水量を設定するために施設は大きくなっています。

一方で、人口変動による有収水量の減少や、水道使用料が全国的に見ても低価格のため、これからの施設更新、施設の耐震化、管路の耐震化等における更新費用等を今後まかなえるかが懸念されます。

水源は、山間部の湧水で小規模水源が多いため、導水管の占める割合が高くなっています。

定期的な保守点検が困難な地点が多く管路の補修や耐震化を進めにくい状況です。

配水池、管路等については、重要給水施設等に耐震化が遅れている施設があり、利用者の利便性の維持が課題です。

令和5年度から前口簡易水道事業を統合し、関連施設に加わりました。これら施設の運用・維持管理についても一体的に行います。

基本方針

平成 29 年度にアセットマネジメント※計画、平成 30 年度に経営戦略、令和 2 年度に水道事業ビジョンを策定しました。令和 7 年度には経営戦略の更新を予定しています。

これらの計画を基に今後の長寿命化や官民連携の活用による水道事業の基盤強化を実施します。

※水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特徴を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。

17. 下水道

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数（人）			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
公共下水道終末処理場	S47	51	10	6,181	4,601	4,451	4,482	778,597

現状と課題

下水道処理施設は、昭和 47(1972)年に建設され老朽化が著しく、耐震化もされておられません。

古い設備のため動力費等において多額の維持管理費用がかかっています。

このため、令和元年度から再構築事業の工事を開始しており、完成した施設ごとに順次切り替えて使用開始となっております。

基本方針

下水処理施設に係る長寿命化計画、ストックマネジメント計画を策定し、令和 11 年度の供用開始を目指して全施設の改築更新工事を実施しております。

令和 8 年度以降において管路のストックマネジメント計画も策定し、下水道施設全体の更新、管理運営も進める予定です。

また、令和 5 年度からは企業会計方式を取り入れており、今後は施設の管理について民間活用も検討していきます。

※下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。

18. 温泉・温水

施設情報

施設名	代表 建築 年度	経過 年数	施設 棟数	延床 面積 (㎡)	年度別利用人数 (人)			歳出 (千円)
					R2	R3	R4	
温泉温水第一配湯所※2	S49	49	6	714	-	-	-	-
温泉温水第二配湯所※2	S50	48	3	111	-	-	-	-
天狗ポンプ場	S51	47	1	20	-	-	-	-
町営駐車場中継ポンプ所※2	H24	11	1	37	-	-	-	-
温水圧力調整室※2	H25	10	1	95	-	-	-	-
南本町圧力ポンプ室※2	H20	15	1	45	-	-	-	-
南本町ラインポンプ場1※2	S51	47	1	2	-	-	-	-
南本町ラインポンプ場2※2	S51	47	1	1	-	-	-	-
湯畑ポンプ場※2	S51	47	1	20	-	-	-	-
地蔵ポンプ所等※2	R元	4	4	25	-	-	-	-
西の河原ポンプ場※2	S63	35	1	8	-	-	-	-
熊笹ポンプ場※2	S51	47	1	2	-	-	-	-

現状と課題

温泉温水第一、第二配湯所、ポンプ室の点検や整備等は民間事業者を活用しています。

温泉・温水の使用量については、宿泊客等の利便性を勘案し、予想される最大使用量を確保できる施設としており、現状では過大な施設となっています。

温泉・温水に関する施設については、利用者の利便性を損ねないように、予防保全の計画的な修繕や維持管理を行っています。

施設・設備が古く、修繕等において部品等の確保が難しいため、修繕履歴を記録し、早めの部品確保等に活用しています。

基本方針

温泉温水第一、第二配湯所、ポンプ室は、今後も毎月点検や整備を行い、必要に応じて修繕を行っていきます。

温泉温水事業会計として個別計画の策定も検討します。

第6章 巻末資料

公共施設（建物）・インフラ資産の将来の更新費用試算の前提

① 更新等の費用の推計の基本的な考え方

更新等の費用は総務省が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10」を用いて試算しました。

② 公共施設（建物）の更新費用推計の前提条件

更新期間までの年数についての考え方は次のとおりです。

- ・ 新規整備後 30 年で大規模改修を工事期間 2 年で行います。
- ・ 新規整備後 60 年で建替え（更新）を工事期間 3 年で行います。
- ・ 令和 4 年度末時点で、既に大規模改修や建替え時期を経過している施設については、今後 10 年間に分けて大規模改修を行うこととして費用負担を分散軽減します。
- ・ 費用の試算は、施設の延床面積に、施設類型ごとの設定単価を乗じています。

表-14 普通会計施設の分類別更新単価表

大分類名	大規模改修単価	建替え単価
町民文化施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
商工・観光施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡

③ インフラ資産の更新費用推計の前提条件

現在の整備面積等を更新年数経過後に同じ面積等で更新すると仮定しています。

(ア) 道路

更新年数（舗装部分の打替え）を 15 年とし、道路の総面積を 15 年間に分けて単年の整備量を設定します。

表-15 道路の分類別更新単価表

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/㎡

(イ) 橋りょう（農道橋りょう含む）

新規整備後 60 年で架替えとし、現時点で 60 年を経過している橋りょうは 5 年間に分けて更新費用を算出します。

表-16 構造別面積の更新単価

橋りょう構造別	更新単価
PC橋	425,000 円/m ²
RC橋	425,000 円/m ²
鋼橋	500,000 円/m ²
木製その他	425,000 円/m ²

(ウ) 上水道管路

新規整備後 40 年で更新とし、現時点で 40 年を経過している上水道管路は 5 年間に分けて更新費用を算出します。

表-17 上水道の更新単価

管種	管径	更新単価
導水管	300mm 未満	100,000 円/m
	300~500 mm 未満	114,000 円/m
送水管	300 mm 未満	100,000 円/m
配水管	50 mm 以下	97,000 円/m
	75 mm 以下	97,000 円/m
	100 mm 以下	97,000 円/m
	125 mm 以下	97,000 円/m
	150 mm 以下	97,000 円/m
	200 mm 以下	100,000 円/m
	300 mm 以下	106,000 円/m
	350 mm 以下	111,000 円/m

(エ) 下水道管路

新規整備後 40 年で更新とし、現時点で 40 年を経過している下水道管路は 5 年間に分けて更新費用を算出します。

表-18 下水道の管種別延長更新単価

管種別	更新単価
コンクリート管	124,000 円/m
陶管	124,000 円/m
塩ビ管	124,000 円/m
その他	134,000 円/m

(オ) 温泉温水管路

新規整備後 20 年で更新とし、現時点で 20 年を経過している上水道管路は 5 年間に分けて更新費用を算出します。

表-19 温泉温水の更新単価

管 種	管 径	更新単価
導水管	300mm 未満	220,000 円/m
配水管	50 mm以下	70,000 円/m
	75 mm以下	80,000 円/m
	100 mm以下	90,000 円/m
	125 mm以下	110,000 円/m
	150 mm以下	130,000 円/m
	200 mm以下	170,000 円/m

草津町公共施設等総合管理計画

草津町 愛町部 総務課

〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津 28 番地

☎0279-88-0001 (代表)

<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/>